

2004 年度自主研究

工場流出防止方策検討調査
報告書

2005 年 3 月

大阪都市経済調査会

はじめに

1964年に制定された近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（工場等制限法）は、長きにわたり大阪市内で一定面積を上回る工場等の新增設を制限してきた。そのため、拡張志向の工場は市外へ移転するか、市外で分工場を建設するという選択を迫られてきた。

同法の施行後、大阪市の工場数は制限面積に達しない小規模工場を中心に1970年代までは増加傾向を示したが、1980年代以降は工場数が減少傾向にあり、現在では同法が制定される以前の1960年の水準をも下回っている。

大阪市経済局が2002年度に市内の全工場（約2万件）を対象に実施した『大阪市製造業実態調査』によると、回答が得られた17,281工場のうち400工場が市外への移転を検討していた。

これまで行政は制限区域内において工場誘致、市内移転、建て替えなどに伴う増設を支援することが困難であった。市外へ移転する工場についても黙って見送るしかなかったのである。しかし、2002年7月に工場等制限法が廃止されたことによって、それが可能となった。

近年、地方自治体による工場誘致合戦が激化しているが、大阪市においては、生産設備の集約による効率化の促進、近隣に拡張余地がない、周辺の宅地化などの理由により、市外へ移転流出する工場が後を絶たない。特に工業系用地における工場跡地が工業以外の用途へ転用されるケースが目立っており、残された工場の操業環境に悪影響をもたらし、さらなる移転流出を生み出す要因となっていると考えられる。

先の400工場は今後市外へ移転していくかもしれない。それを防ぐためには移転を検討する工場の特性や移転理由を詳細に把握し、対策を検討することが肝要である。

本調査は、『大阪市製造業実態調査』において市外への移転を検討していた400工場を対象に移転意向の実態を把握し、その結果をもとに、工場の市外流出を防止する方策について検討することを目的として実施した。

お忙しい中、アンケート調査にご協力いただいた企業の方々に厚く御礼申し上げますとともに、地理情報システム（Arc View Ver. 3.2）の利用について、ご協力とご指導を賜りました兵庫県立大学経済経営研究所長・教授の加藤恵正先生に厚く御礼申し上げます。

2005年3月
大阪都市経済調査会

目 次

第1章 工場の市外流出を防止する意義	1
1. 工場立地に転機が訪れた ～工場等制限法の廃止により新增設が可能に～	1
2. 工場の市外流出を防止する意義 ～雇用・税金・波及効果の喪失防止～	3
第2章 市外へ流出する工場の特性 ～アンケート調査による現状把握～	4
1. 市外へ流出する工場の特性	4
2. 工場の市外流出に伴う問題点	15
第3章 地方自治体による工場流出防止方策	18
1. 大都市圏における地方自治体の取り組み事例	18
2. 大阪市の取り組み	29
第4章 工場の市外流出防止に向けて ～工場流出防止方策の検討～	31
1. 「土地不足等」の問題への対応 ～工場用地情報の収集・提供体制の構築～	31
2. 「周辺の宅地化」問題への対応	32
3. 施策の認知度の向上にむけて	34
おわりに ～今後の調査・研究課題～	35
資 料 編	37

図 調査研究の概要

第1章 工場の市外流出を防止する意義

- ◇工場立地に転機が訪れた ～工場等制限法の廃止により新增設が可能に～
 - ・減少が止まらない大阪市内の工場数
 - 工場数や従業者数は1960年代の水準を下回る
 - ・工場等制限法の廃止
 - 工場誘致や市内移転・増設を推進することが可能に
- ◇工場の市外流出を防止する意義 ～雇用・税収・波及効果の喪失防止～
 - ・激化する企業誘致合戦は拡大が期待できないパイの奪い合い
 - ・企業誘致の背後で進む工場の流出

第2章 市外へ流出する工場の特性

- ◇市外へ流出する工場の特性
 - ・移転先は近郊が多い
 - ・移転を志向する工場の所在地・業種・資本金・従業者規模・敷地面積・用途地域は様々
 - ・移転理由は、
 - 「現在地での設備更新・建替が困難」
 - 「用地が狭すぎる」
 - 「周辺の宅地化」など
 - ・流出するのは業績の良い工場
 - ・移転を志向する工場がより近隣との間でのトラブルに直面している
 - ・市外を選択する理由は、
 - 「賃料・土地代が安い」
 - 「自社の他工場や土地がある」
 - 「十分なスペースが確保できる」など
- ◇工場の市外流出に伴う問題点
 - ・雇用・税収・波及効果の喪失
 - ・工場跡地の住宅地化が工場流出の悪循環を生む

第3章 地方自治体による工場流出防止方策

- ◇大都市圏における自治体の取り組み
 - ・空き用地・空き工場の情報提供
 - ホームページ、窓口設置
 - ・優遇措置
 - 地方税の減免、補助金、低利融資、工業再配置促進法の移転促進地域の指定除外（構造改革特別区域）
- ◇大阪市の取り組み
 - ・優遇措置
 - 低利融資、補助金

第4章 工場の市外流出防止に向けて ～工場流出防止方策の検討～

- ◇「土地不足等」の問題への対応
 - ・工場用地情報の収集・提供体制の構築
- ◇「周辺の宅地化」問題への対応
 - ・用途地域の規制緩和と強化
 - ・周辺住民に配慮した環境対策投資への補助
 - ・住宅開発業者に対する事前調査の義務化
- ◇施策の認知度の向上にむけて
 - ・ワンストップサービス化の推進
 - ・区役所を活用した施策情報提供力の強化

第1章 工場の市外流出を防止する意義

1. 工場立地に転機が訪れた ～工場等制限法の廃止により新增設が可能に～

(1) 減少が止まらない大阪市内の工場数

大阪市では、社会経済環境変化や構造転換の遅れが要因となり、規模の大きい工場を中心に工場数が減少傾向にある。従業者数や製造品出荷額等についても同様の傾向が見られ、現在、工場数や従業者数は1960年の水準を下回っている（表1-1、図1-1）^{注1}。一方、近年、全国においても工場数は減少傾向にあるが、推移を比較するとその差は歴然である（図1-1）。

注1：全国・大阪市における工場数の推移の詳細は参考資料を参照のこと。

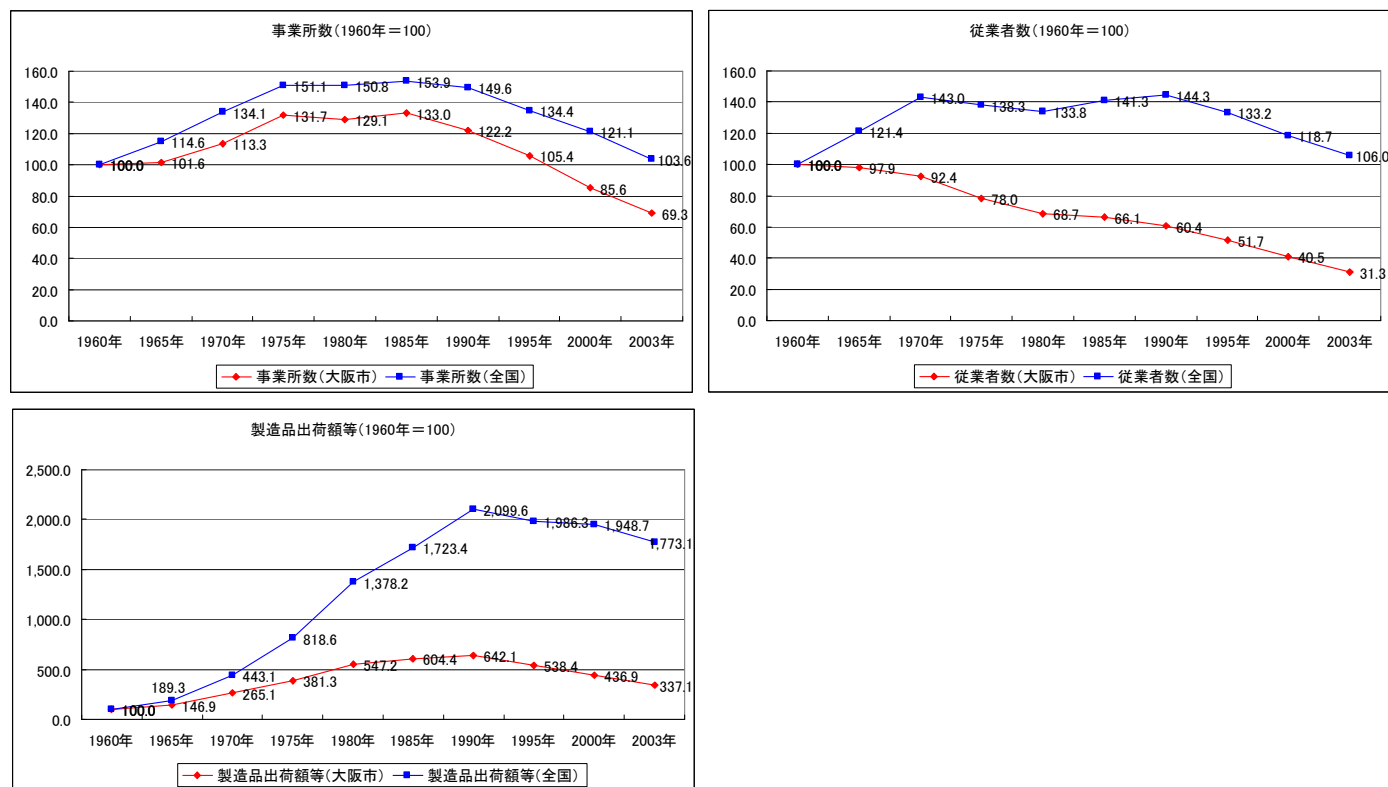
表1-1 大阪市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(全事業所)

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	26,925	27,347	30,514	35,458	34,747	35,799	32,889	28,392	23,041	18,654
従業者数 3人以下	9,138	7,185	9,126	13,700	14,352	15,736	14,419	13,077	10,832	8,872
従業者数 4～29人	13,943	16,780	18,635	19,663	18,662	18,452	16,994	14,010	11,167	8,908
従業者数 30～299人	3,679	3,204	2,587	1,977	1,635	1,528	1,403	1,247	999	841
従業者数 300人以上	165	178	166	118	98	83	73	58	43	33
従業者数(人)	563,363	551,785	520,508	439,288	386,791	372,487	340,474	291,145	228,344	176,583
製造品出荷額等(百万円)	1,264,471	1,857,652	3,351,769	4,821,672	6,919,419	7,642,784	8,119,123	6,807,608	5,524,991	4,262,805

注：2003年の数値は日本標準産業分類の改訂により「新聞業」「出版業」が対象外となっている。

資料：経済産業省「工業統計表(産業編)」

図1-1 大阪市・全国の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(1960年=100)



資料：経済産業省「工業統計表(産業編)」より作成

(2) 工場等制限法の廃止

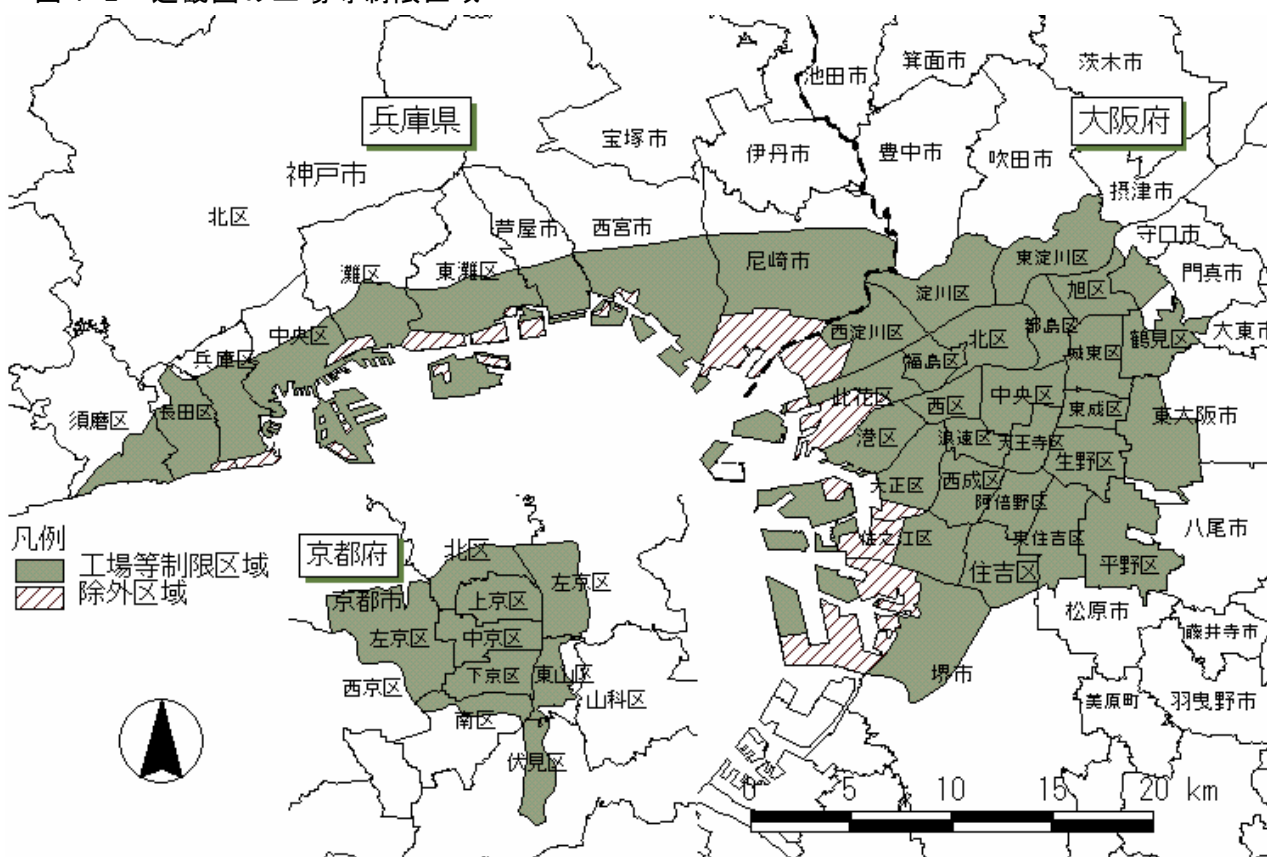
2002年7月、「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」^{注2}（以下、工場等制限法）が廃止された。1964年に制定された同法は、大都市における人口と産業の過度の集中を防止することを目的として、工場等制限区域（図1-2）において一定面積以上の工場等の新增設を制限してきた。

工場等制限法は工場の新設だけでなく増設を制限していたために、制限区域内に立地する既存工場が事業を拡大（工場の面積を拡大）しようとする場合は制限区域外へ移転するか、区域外で分工場を建設するかを選択しなければならなかった。大阪市では臨海部の埋立地を除くほぼ全域が制限区域に指定されていたため、市内の工場は市外への移転や市外での分工場建設を余儀なくされていた。このようなことから、同法は大阪市の工業の衰退を加速した要因のひとつと考えられる。

大阪市はこうした規制の存在により、制限区域内における工場の新増設（市内移転に伴う増設を含む）を促すことができなかったのである。しかし、工場等制限法が廃止されたことに伴い、工場の新増設が可能となったことから、大阪市が工場の誘致や市内移転の誘導などの対策を講じることが可能となったのである。

注2：同法の詳細は参考資料を参照のこと。なお、「工場等」には大学や専門学校などが含まれるが、本調査研究では工場のみを分析対象とする。

図1-2 近畿圏の工場等制限区域



資料：大阪都市経済調査会作成

2. 工場の市外流出を防止する意義 ～雇用・税収・波及効果の喪失防止～

(1) 激化する企業誘致合戦 ～拡大が期待できないパイの奪い合い～

いま全国の地方自治体において企業の誘致合戦が盛んに行われている。地方自治体では企業を誘致するために、進出企業に補助金を支給したり、税の減免措置を講じたりしている^{注3}。

しかし、高度な技術を要する場合を除いて、海外需要を満たす生産部門は今後も現地生産化が進むことが予想される。2007年から人口が減少し始める我が国の国内市場は縮小を余儀なくされると考えられ、移転ではない純粋な工場の新規立地が今後増加していくことは考えにくく、限られたパイを奪い合うことになる。

注3：近畿圏の府県・政令市における産業立地推進に関する優遇制度は、近畿経済産業局「パワフルマップかんさい 近畿産業立地ガイドブック」もしくは下記ホームページを参照のこと。

<http://www.kansai.meti.go.jp/3-2sanritu/index.html>

(2) 企業誘致活動の背後で進む工場の流出 ～雇用・税収・波及効果の喪失～

企業誘致は地方自治体にとって重要な産業振興施策の一つであるが、数少ないパイを外部から獲得することに力を注ぐ一方で、自分のパイ(既存工場)が他の自治体から誘致され奪われていくこともある。

2002年度に大阪市が実施した「製造業実態調査」によると、市内で操業する400工場が市外へ移転する意向を示していた。もしもそれらがすべて市外へ流出すると、1万人の雇用が失われることになる。それに加えて税収や取引連関を通じた様々な波及効果も失われる。また、既存工場の近隣に拡張余地がないことを理由に市外へ移転する工場は、拡張志向にあるため業績が良い可能性が高く、優良企業を手放すことになる。

競争に敗れて(あるいは後継者がいないなど、経営上の問題を理由に)廃業・閉鎖する工場はともかく、当該工場に拡張余地がない等の理由によって市外へ移転しようとする工場に対しては、市内移転を促すなどの取り組みを行うことにより、未然に市外流出を防ぐことが重要である。こうした取り組みは、企業誘致と同様に(あるいはより)重要な施策であると言えよう。

第2章 市外へ流出する工場の特性 ～アンケート調査による現状把握～

本章では、「大阪市製造業実態調査」（2003年3月）において市外への移転を検討していた400工場を対象に実施したアンケート調査の結果に基づき、市外への移転を志向する工場の特性について現状を把握する。アンケート調査の概要は以下のとおりである。

《アンケート調査の概要^{注1}》

調査対象：「大阪市製造業実態調査」において、今後「市外へ移転する」と回答した400事業所

調査方法：郵送による配布回収

実施時期：2005年3月

配布数 400

無効数 32

有効配布数 368

有効回答数 136

回答率 37.0%

無効数の内訳	
転居先不明	19件
転送期間経過	8件
宛所に尋ね当たらず	1件
非製造	4件

注1：アンケート調査票と単純集計結果は参考資料を参照のこと。

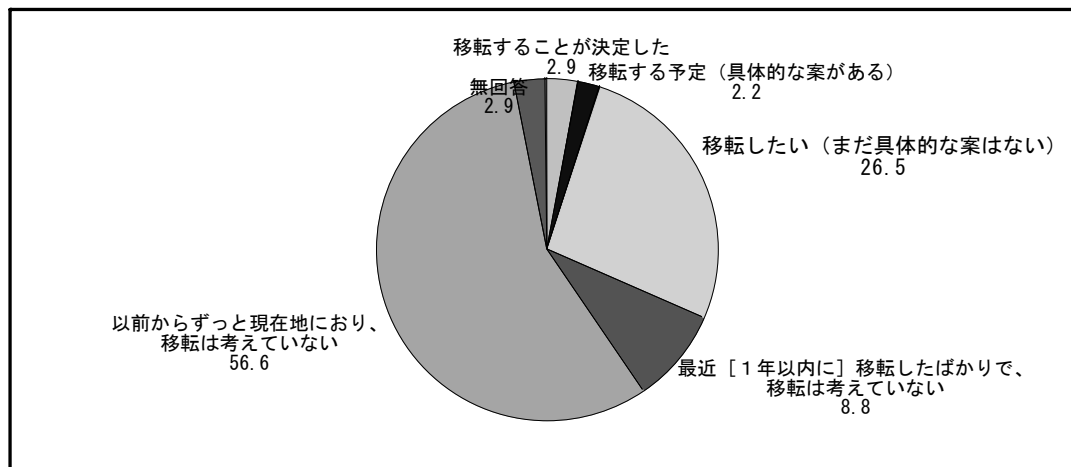
1. 市外へ流出する工場の特性

(1) 工場の移転意向

移転意向について見ると、「以前からずっと現在地におり、移転は考えていない」（77件：56.6%）が最も多く、「大阪市製造業実態調査」（以下、前回調査）以降に「市外へ移転をしない」方針に転換した工場が多かった。次に、「移転したい（まだ具体的な案はない）」（36件：26.5%）が続いており、前回調査から3年が経過したいまでも同じ場所で操業を続けながら移転を検討し続けている工場も多い^{注2}。

一方、「最近[1年以内に]移転したばかり」（12件：8.8%）、「移転することが決定した」（4件：2.9%）、「移転する予定（具体的な案がある）」（3件：2.2%）というように、実際に移転に踏み切る工場も見られる。

図2-1 工場の移転意向（N=136）



なお、「最近[1年以内に]移転したばかり」(12件)と回答した工場の中には、後述する「移転先」の情報と合わせて見ると、すでに市外へ移転していた工場もあった(7件)。「転居先不明」などの理由により、アンケート調査票が返送されてきた32件と合わせて少なくとも前回調査意向に39件が市外へ流出したと思われる。

注2：回答が得られなかった232工場は、「転居先不明」などの理由によりアンケート調査票が返送されてこなかったため、以前と同じ場所で操業を続けているケースと、移転して1年以内であるため移転先に転送されたものの回答が得られなかったケースが想定される。

(2) 工場の移転先

過去1年以内に移転した工場と移転を志向している工場(全55件)の移転先(希望先)は、「その他の大阪府(大阪市、東大阪市、八尾市、堺市を除く)」(10件:18.2%)が最も多く、「大阪市内」(9件:16.4%)、「東大阪市」(8件:14.5%)、「その他国内(近畿を除く)」(7件:12.7%)、「尼崎市」「その他近畿圏内(大阪府、兵庫県を除く)」(いずれも5件9.1%)が続いている。

「無回答」を除くと、大阪府内と大阪市内に隣接する尼崎市で全体の2/3を占めており、現在地から比較的近い場所への移転を志向している。大阪市内への移転を志向する工場もあるが、多くは市外への移転を志向している(43件)。

表 2-1 工場の移転先 (N=55)

上段:度数 下段:%	合計	大阪市内	東大阪市	八尾市	堺市	その他 大阪府	尼崎市	伊丹市	神戸市	その他 兵庫県内	その他 近畿圏内	その他 国内	海外	無回答
合計	55 100.0	9 16.4	8 14.5	1 1.8	0 0.0	10 18.2	5 9.1	0 0.0	0 0.0	3 5.5	5 9.1	7 12.7	0 0.0	7 12.7
市外への移転志向工場 【A+B+C1+D1】	43 100.0	0 0.0	8 18.6	1 2.3	0 0.0	10 23.3	5 11.6	0 0.0	0 0.0	3 7.0	5 11.6	7 16.3	0 0.0	4 9.3
市外に移転することが決定した(A)	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0
市外に移転する予定(B) (具体的な案がある)	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3
移転したい(C) (まだ具体的な案はない)	36 100.0	4 11.1	6 16.7	1 2.8	0 0.0	10 27.8	4 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 8.3	2 5.6	0 0.0	6 16.7
市外(C1)	29 100.0	0 0.0	6 20.7	1 3.4	0 0.0	10 34.5	4 13.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 10.3	2 6.9	0 0.0	3 10.3
市内(C2)	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答(C3)	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0
最近[1年以内に]移転したばかりで、 移転は考えていない(D)	12 100.0	5 41.7	2 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 25.0	0 0.0	2 16.7	0 0.0	0 0.0
市外(D1)	7 100.0	0 0.0	2 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 42.9	0 0.0	2 28.6	0 0.0	0 0.0
市内(D2)	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(3) 工場の所在地

工場の所在地別に移転意向を見ると、市外への移転を志向する工場はいくつかの区を除いてほぼ市内全域に分布している。

表 2-2 工場所在地別の移転意向 (N=136)

上段:度数 下段:%	合計	移転志向 工場 【A+B +C+D】	市外への 移転志向 工場 【A+B +C1+D1】	市外に移 転するこ とが決定した (A)	市外に移 転する予定 (具体的な 案がある) (B)	移転したい (まだ具体的な案はない) (C)			最近[1年以内に]移転 したばかりで、移転は 考えていない(D)		以前から ずっと現在 地におり、 移転は考え ていない(E)	無回答 (F)		
						市外 (C1)	市内 (C2)	無回答 (C3)	市外 (D1)	市内 (D2)				
合計	136 100.0	55 40.4	43 31.6	4 2.9	3 2.2	36 26.4	29 21.3	4 2.9	3 2.2	12 8.8	7 5.1	5 3.7	77 56.6	4 2.9
都島区	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 80.0	0 0.0
福島区	4 100.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0	0 0.0
此花区	3 100.0	3 100.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	3 100.0	3 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
西区	3 100.0	3 100.0	3 100.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
港区	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
大正区	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0
天王寺区	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0
浪速区	3 100.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 33.3	1 33.3
西淀川区	3 100.0	2 66.7	2 66.7	0 0.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 33.3	0 0.0
東淀川区	4 100.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0
東成区	5 100.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	3 60.0	0 0.0
生野区	25 100.0	8 32.0	6 24.0	0 0.0	0 0.0	7 28.0	6 24.0	0 0.0	1 4.0	1 4.0	0 0.0	1 4.0	14 56.0	3 12.0
旭区	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0
城東区	9 100.0	3 33.3	3 33.3	0 0.0	0 0.0	3 33.3	3 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 66.7	0 0.0
阿倍野区	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
住吉区	5 100.0	3 60.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0
東住吉区	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
西成区	7 100.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 85.7	0 0.0
淀川区	8 100.0	3 37.5	3 37.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 62.5	0 0.0
鶴見区	17 100.0	7 41.2	4 23.5	1 5.9	0 0.0	4 23.5	3 17.6	0 0.0	1 5.9	2 11.8	0 0.0	2 11.8	10 58.8	0 0.0
住之江区	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
平野区	9 100.0	3 33.3	3 33.3	1 11.1	0 0.0	2 22.2	2 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 66.7	0 0.0
北区	4 100.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0
中央区	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
市外	7 100.0	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(4) 業種

業種別に移転意向を見ると、基礎素材型、加工組立型、生活関連型のすべての産業において市外への移転を志向する工場が存在するが、特に基礎素材型において回答割合が高い(24件：39.3%)。

表 2-3 業種別の移転意向 (N=136)

上段:度数 下段:%	合計	移転志向 工場 【A+B +C+D】	市外への 移転志向 工場 【A+B +C1+D1】	市外に移 転するこ とが決定した (A)	市外に移 転する予定 (具体的な 案がある) (B)	移転したい (まだ具体的な案はない) (C)			最近[1年以内に]移転し たばかりで、移転は考え ていない(D)		以前から ずっと現在 地におり、 移転は考え ていない (E)	無回答 (F)		
						市外 (C1)	市内 (C2)	無回答 (C3)	市外 (D1)	市内 (D2)				
合計	136 100.0	55 40.4	43 31.6	4 2.9	3 2.2	36 26.5	29 21.3	4 2.9	3 2.2	12 8.8	7 5.1	5 3.7	77 56.6	4 2.9
基礎素材型産業	61 100.0	25 41.0	24 39.3	3 4.9	1 1.6	17 27.9	17 27.9	0 0.0	0 0.0	4 6.6	3 4.9	1 1.6	34 55.7	2 3.3
加工組立型産業	36 100.0	13 36.1	9 25.0	1 2.8	1 2.8	6 16.7	4 11.1	1 2.8	1 2.8	5 13.9	3 8.3	2 5.6	23 63.9	0 0.0
生活関連型産業	39 100.0	17 43.6	10 25.6	0 0.0	1 2.6	13 33.3	8 20.5	3 7.7	2 5.1	3 7.7	1 2.6	2 5.1	20 51.3	2 5.1

注：表中の産業分類は下記の通りである。

- ・基礎素材型
木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、化学工業、石油製品・石炭製品
- ・加工組立型
一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具
- ・生活関連型
食料品、飲料・飼料・たばこ、繊維、衣服・その他の繊維製品、家具装飾品、出版・印刷・同関連、なめし皮・同製品・毛皮、その他製造業

(5) 資本金

資本金規模別に移転意向を見ると、「個人経営」の工場から資本金「10億円以上」という大企業の工場まで様々な資本金規模の工場が市外への移転を志向している。

表 2-4 資本金規模別の移転意向 (N=136)

上段:度数 下段:%	合計	移転志向 工場 【A+B +C+D】	市外への 移転志向 工場 【A+B +C1+D1】	市外に移 転するこ とが決定した (A)	市外に移 転する予定 (具体的な 案がある) (B)	移転したい (まだ具体的な案はない) (C)			最近[1年以内に]移転し たばかりで、移転は考え ていない(D)		以前から ずっと現在 地におり、 移転は考え ていない (E)	無回答 (F)		
						市外 (C1)	市内 (C2)	無回答 (C3)	市外 (D1)	市内 (D2)				
合計	136 100.0	55 40.4	43 31.6	4 2.9	3 2.2	36 26.5	29 21.3	4 2.9	3 2.2	12 8.8	7 5.1	5 3.7	77 56.6	4 2.9
個人経営	16 100.0	2 12.5	1 6.3	0 0.0	0 0.0	1 6.3	1 6.3	0 0.0	0 0.0	1 6.3	0 0.0	1 6.3	13 81.3	1 6.3
300万円未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
300~999万円	16 100.0	6 37.5	3 18.8	0 0.0	0 0.0	5 31.3	3 18.8	0 0.0	2 12.5	1 6.3	0 0.0	1 6.3	9 56.3	1 6.3
1,000~2,999万円	69 100.0	34 49.3	26 37.7	2 2.9	1 1.4	24 34.8	19 27.5	4 5.8	1 1.4	7 10.1	4 5.8	3 4.3	33 47.8	2 2.9
3,000~4,999万円	13 100.0	6 46.2	6 46.2	1 7.7	1 7.7	4 30.8	4 30.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 53.8	0 0.0
5,000~9,999万円	10 100.0	3 30.0	3 30.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0	0 0.0	7 70.0	0 0.0
1億~4億9,999万円	6 100.0	2 33.3	2 33.3	0 0.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 66.7	0 0.0
5億~9億9,999万円	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
10億円以上	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	3 60.0	0 0.0

(6) 従業者規模

従業者規模別に移転意向を見ると、移転を志向しているのは従業者数 300 人未満の工場であり、300 人以上の工場では移転を志向する工場はない。

表 2-5 従業者規模別の移転意向 (N=136)

上段:度数 下段:%	合計	移転志向 工場 【A+B +C+D】	市外への 移転志向 工場 【A+B +C1+D1】	市外に移 転するこ とが決定した (A)	市外に移 転する予定 (具体的な 案がある) (B)	移転したい (まだ具体的な案はない) (C)			最近[1年以内に]移転し たばかりで、移転は考え ていない(D)			以前から ずっと現在 地におり、 移転は考え ていない (E)	無回答 (F)	
						市外 (C1)	市内 (C2)	無回答 (C3)	市外 (D1)	市内 (D2)				
合計	136 100.0	55 40.4	43 31.6	4 2.9	3 2.2	36 26.5	29 21.3	4 2.9	3 2.2	12 8.8	7 5.1	5 3.7	77 56.6	4 2.9
4人以下	18 100.0	3 16.7	2 11.1	0 0.0	0 0.0	2 11.1	2 11.1	0 0.0	0 0.0	1 5.6	0 0.0	1 5.6	14 77.8	1 5.6
5~9人	27 100.0	12 44.4	9 33.3	0 0.0	0 0.0	8 29.6	7 25.9	0 0.0	1 3.7	4 14.8	2 7.4	2 7.4	13 48.1	2 7.4
10~29人	49 100.0	21 42.9	15 30.6	1 2.0	1 2.0	16 32.7	11 22.4	4 8.2	1 2.0	3 6.1	2 4.1	1 2.0	28 57.1	0 0.0
30~49人	14 100.0	7 50.0	6 42.9	1 7.1	0 0.0	5 35.7	4 28.6	0 0.0	1 7.1	1 7.1	1 7.1	0 0.0	7 50.0	0 0.0
50~99人	12 100.0	6 50.0	5 41.7	0 0.0	2 16.7	3 25.0	3 25.0	0 0.0	0 0.0	1 8.3	0 0.0	1 8.3	6 50.0	0 0.0
100~299人	7 100.0	3 42.9	3 42.9	2 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	4 57.1	0 0.0
300~499人	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
500~999人	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
1,000人以上	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
無回答	7 100.0	3 42.9	3 42.9	0 0.0	0 0.0	2 28.6	2 28.6	0 0.0	0 0.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	3 42.9	1 14.3

(7) 敷地面積

敷地面積別に移転意向を見ると、「300 m²未満」の小規模工場から「3,000 m²以上」の大規模工場まですべての区分において市外への移転を志向する工場が存在するが、特に敷地面積 3,000 m²を超える大規模工場において半数以上の工場が市外への移転を志向している。

表 2-6 敷地面積規模別の移転意向 (N=136)

上段:度数 下段:%	合計	移転志向 工場 【A+B +C+D】	市外への 移転志向 工場 【A+B +C1+D1】	市外に移 転するこ とが決定した (A)	市外に移 転する予定 (具体的な 案がある) (B)	移転したい (まだ具体的な案はない) (C)			最近[1年以内に]移転し たばかりで、移転は考え ていない(D)			以前から ずっと現在 地におり、 移転は考え ていない (E)	無回答 (F)	
						市外 (C1)	市内 (C2)	無回答 (C3)	市外 (D1)	市内 (D2)				
合計	136 100.0	55 40.4	43 31.6	4 2.9	3 2.2	36 26.5	29 21.3	4 2.9	3 2.2	12 8.8	7 5.1	5 3.7	77 56.6	4 2.9
300m ² 未満	48 100.0	18 37.5	13 27.1	0 0.0	1 2.1	13 27.1	11 22.9	1 2.1	1 2.1	4 8.3	1 2.1	3 6.3	28 58.3	2 4.2
500m ² 未満	25 100.0	10 40.0	5 20.0	0 0.0	0 0.0	9 36.0	5 20.0	2 8.0	2 8.0	1 4.0	0 0.0	1 4.0	14 56.0	1 4.0
1,000m ² 未満	29 100.0	10 34.5	8 27.6	1 3.4	1 3.4	6 20.7	5 17.2	1 3.4	0 0.0	2 6.9	1 3.4	1 3.4	19 65.5	0 0.0
3,000m ² 未満	17 100.0	8 47.1	8 47.1	1 5.9	0 0.0	5 29.4	5 29.4	0 0.0	0 0.0	2 11.8	2 11.8	0 0.0	9 52.9	0 0.0
3,000m ² 以上	11 100.0	6 54.5	6 54.5	2 18.2	1 9.1	2 18.2	2 18.2	0 0.0	0 0.0	1 9.1	1 9.1	0 0.0	5 45.5	0 0.0
無回答	6 100.0	3 50.0	3 50.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	2 33.3	2 33.3	0 0.0	3 33.3	1 16.7

(8) 用途地域

用途地域別に移転意向を見ると、工業系、住居系、商業系すべての用途地域で市外への移転を志向する工場が存在する。

表 2-7 用途地域別の移転意向 (N=136)

上段:度数 下段:%	合計	移転志向 工場 【A+B +C+D】	市外への 移転志向 工場 【A+B +C1+D1】	市外に移 転すること が決定した (A)	市外に移 転する予定 (具体的な 案がある) (B)	移転したい (まだ具体的な案はない) (C)			最近[1年以内に]移転し たばかりで、移転は考え ていない(D)			以前から ずっと現在 地におり、 移転は考え ていない(E)	無回答 (F)	
						市外 (C1)	市内 (C2)	無回答 (C3)	市外 (D1)	市内 (D2)				
合計	136 100.0	55 40.4	43 31.6	4 2.9	3 2.2	36 26.5	29 21.3	4 2.9	3 2.2	12 8.8	7 5.1	5 3.7	77 56.6	4 2.9
準工業地域 工業地域	62 100.0	24 38.7	19 30.6	3 4.8	2 3.2	16 25.8	12 19.4	2 3.2	2 3.2	3 4.8	2 3.2	1 1.6	38 61.3	0 0.0
工業専用地域	6 100.0	3 50.0	3 50.0	1 16.7	0 0.0	2 33.3	2 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 50.0	0 0.0
住居系用途地域	60 100.0	24 40.0	18 30.0	0 0.0	1 1.7	15 25.0	13 21.7	1 1.7	1 1.7	8 13.3	4 6.7	4 6.7	32 53.3	4 6.7
商業系用途地域	8 100.0	4 50.0	3 37.5	0 0.0	0 0.0	3 37.5	2 25.0	1 12.5	0 0.0	1 12.5	1 12.5	0 0.0	4 50.0	0 0.0

(9) 移転の形態

過去1年以内に移転した工場と移転を志向している工場(全55件)の移転の形態は、「別の場所へすべて移転する」(31件:56.4%)が最も多く、「一部が別の場所へ移転し、残りは現在地で操業を続ける」(15件:27.3%)、「別の場所にある他事業所に集約される」(7件:12.7%)が続いている。なお、この傾向は市外への移転を志向する工場においても変わらない。また、一部が別の場所へ移転すると回答した工場の中には、本社や研究所のみを残して工場部門はすべて市外へ移転するという工場もあった(3件)。

表 2-8 移転の形態 (N=55)

上段:度数 下段:%	合計	貴事業所が 別の場所へ すべて移転 する	貴事業所の 一部が別の 場所へ移転 し、残りは現 在地で操業 を続ける	貴事業所が 別の場所 にある貴社 の他事業所 に集約される	その他	無回答
合計	55 100.0	31 56.4	15 27.3	7 12.7	1 1.8	1 1.8
市外への移転志向工場 【A+B+C1+D1】	43 100.0	23 53.5	13 30.2	6 14.0	1 2.3	0 0.0
市外に移転することが決定した(A)	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0
市外に移転する予定(B) (具体的な案がある)	3 100.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
移転したい(C) (まだ具体的な案はない)	36 100.0	25 69.4	9 25.0	2 5.6	0 0.0	0 0.0
市外(C1)	29 100.0	19 65.5	8 27.6	2 6.9	0 0.0	0 0.0
市内(C2)	4 100.0	3 75.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答(C3)	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
最近[1年以内に]移転したばかりで、 移転は考えていない(D)	12 100.0	4 33.3	2 16.7	4 33.3	1 8.3	1 8.3
市外(D1)	7 100.0	2 28.6	1 14.3	3 42.9	1 14.3	0 0.0
市内(D2)	5 100.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0

(10) 移転した跡地の処理

過去1年以内に移転した工場と移転を志向している工場(全55件)の移転後の跡地の処理は、「地主へ返却」(16件:27.1%)が最も多く、「保有したまま他用途へ転換」(15件:25.4%)、「売却」(11件:18.6%)が続いている。なお、この傾向は市外への移転を志向する工場においても変わらない。

表 2-9 移転した跡地の処理 (N=55)

上段:度数 下段:%	合計	地主へ返却	賃借したまま 他用途へ 転換	保有したまま 他用途へ 転換	売却	その他	無回答
合計	55 100.0	16 29.1	2 3.6	15 27.3	10 18.2	8 14.5	4 7.3
市外への移転志向工場 【A+B+C1+D1】	43 100.0	9 20.9	2 4.7	14 32.6	8 18.6	7 16.3	3 7.0
市外に移転することが決定した(A)	4 100.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	3 75.0	0 0.0
市外に移転する予定(B) (具体的な案がある)	3 100.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0
移転したい(C) (まだ具体的な案はない)	36 100.0	12 33.3	2 5.6	9 25.0	7 19.4	3 8.3	3 8.3
市外(C1)	29 100.0	7 24.1	2 6.9	9 31.0	6 20.7	2 6.9	3 10.3
市内(C2)	4 100.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0
無回答(C3)	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
最近「1年以内に」移転したばかりで、 移転は考えていない(D)	12 100.0	4 33.3	0 0.0	3 25.0	2 16.7	2 16.7	1 8.3
市外(D1)	7 100.0	2 28.6	0 0.0	2 28.6	1 14.3	2 28.6	0 0.0
市内(D2)	5 100.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0

また、「別の場所へすべて移転」する工場では、跡地との関係が途絶える選択(「地主へ返却」「売却」計22件:70.9%)をする傾向にある。

表 2-10 移転の形態と跡地の処理 (N=55)

上段:度数 下段:%	合計	地主へ 返却	賃借したまま 他用途 へ転換	保有したまま 他用途 へ転換	売却	その他	無回答
合計	55 100.0	16 29.1	2 3.6	15 27.3	10 18.2	8 14.5	4 7.3
貴事業所が別の場所へすべて移転する	31 100.0	13 41.9	1 3.2	6 19.4	9 29.0	2 6.5	0 0.0
貴事業所の一部が別の場所へ移転し、 残りは現在地で操業を続ける	15 100.0	1 6.7	1 6.7	6 40.0	1 6.7	3 20.0	3 20.0
貴事業所が別の場所にある貴社の 他事業所に集約される	7 100.0	1 14.3	0 0.0	3 42.9	0 0.0	3 42.9	0 0.0
その他	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0

(11) 工場の移転理由

過去1年以内に移転した工場と移転を志向している工場(全55件)の移転理由は、「現在地での設備更新・建替が困難」(33件:60.0%)、「用地が狭すぎる」(29件:52.7%)といった土地に関する問題が半数以上を占めており、「周辺の宅地化」(20件:36.4%)、「地価・賃料が高すぎる」(10件:18.2%)、「搬出入が不便」(7件:12.7%)が続いている。なお、この傾向は市外への移転を志向する工場においても変わらない。

表 2-11 移転理由(N=55) 【複数回答】 複数意見のみ掲載

上段:度数 下段:%	合計	現在地での 設備更新・ 建替が困難	用地が 狭すぎる	周辺の 宅地化	地価・賃 料が高す ぎる	搬出入 が不便	移転するこ とで税制優 遇措置・補 助金の受け られる場所 へ移る	交通の 便が悪い	自社の他 施設から 遠すぎる
合計	55 100.0	33 60.0	29 52.7	20 36.4	10 18.2	7 12.7	4 7.3	2 3.6	2 3.6
市外への移転志向工場 【A+B+C1+D1】	43 100.0	28 65.1	25 58.1	17 39.5	8 18.6	7 16.3	4 9.3	2 4.7	1 2.3
市外に移転することが決定した(A)	4 100.0	2 50.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0
市外に移転する予定(B) (具体的な案がある)	3 100.0	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
移転したい(C) (まだ具体的な案はない)	36 100.0	22 61.1	19 52.8	14 38.9	8 22.2	5 13.9	2 5.6	1 2.8	1 2.8
市外(C1)	29 100.0	19 65.5	18 62.1	12 41.4	6 20.7	5 17.2	2 6.9	1 3.4	1 3.4
市内(C2)	4 100.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答(C3)	3 100.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
最近[1年以内に]移転したばかりで、 移転は考えていない(D)	12 100.0	6 50.0	5 41.7	5 41.7	2 16.7	2 16.7	1 8.3	1 8.3	1 8.3
市外(D1)	7 100.0	4 57.1	2 28.6	4 57.1	2 28.6	2 28.6	1 14.3	1 14.3	0 0.0
市内(D2)	5 100.0	2 40.0	3 60.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0

(12) 過去3年間の売上高の推移 ～流出する工場は比較的業績が良い～

移転理由の上位を占める「土地に関する問題」は主に「土地不足」であり、該当するのは拡張志向にある工場である。これらの工場は移転を志向しない工場と比較して業績が良い可能性が高い。

移転意向の有無別に売上高の推移を見てみると、移転を志向する工場(移転全体 24件：43.6%、市外移転 20件：46.5%)の方が移転を志向しない工場(15件：19.5%)よりも過去3年間の売上が増加している。このまま何もしなければ、売上が増加傾向にある工場が市外へ流出し、雇用、税収等を失うことになる。

表 2-12 過去3年間の売上高の推移 (N=136)

上段:度数 下段:%	合計	増加	横ばい	減少	無回答
合計	136 100.0	39 28.7	38 27.9	57 41.9	2 1.5
移転志向工場 【A+B+C+D】	55 100.0	24 43.6	13 23.6	18 32.7	0 0.0
市外への移転志向工場 【A+B+C1+D1】	43 100.0	20 46.5	7 16.3	16 37.2	0 0.0
市外に移転することが決定した(A)	4 100.0	3 75.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0
市外に移転する予定(B) (具体的な案がある)	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0
移転したい(C) (まだ具体的な案はない)	36 100.0	19 52.8	7 19.4	10 27.8	0 0.0
市外(C1)	29 100.0	16 55.2	4 13.8	9 31.0	0 0.0
市内(C2)	4 100.0	3 75.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0
無回答(C3)	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0
最近[1年以内に]移転したばかりで、 移転は考えていない(D)	12 100.0	2 16.7	6 50.0	4 33.3	0 0.0
市外(D1)	7 100.0	1 14.3	3 42.9	3 42.9	0 0.0
市内(D2)	5 100.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	0 0.0
以前からずっと現在地におり、 移転は考えていない(E)	77 100.0	15 19.5	24 31.2	37 48.1	1 1.3
無回答(F)	4 100.0	0 0.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0

(13) 近隣とのトラブル

調査時点(2005年3月)で大阪市内に所在する工場(129件)は、近隣との「トラブルはない」という回答が最も多かった。詳しく見てみると、移転を志向しない工場(58件：75.3%)よりも移転を志向する工場(移転全体 31件：64.6%、市外移転 22件：61.1%)の方が「トラブルはない」と回答した割合が低く、移転を志向する工場の方がより近隣との間でトラブルを起こしている傾向にあることがわかった。こうした近隣とのトラブルは工場の移転を加速する要因となっていると思われる。なお、移転を志向する工場への苦情で最も多いのは「騒音」(9件：18.8%)である。

表 2-13 近隣とのトラブル(N=129) 【現在地が大阪市内の工場のみ】

上段:度数 下段:%	合計	トラブル はない	騒音につ いて苦情 があった	振動につ いて苦情 があった	臭気につ いて苦情 があった	製品・資材 等の輸送 について 苦情があ った	その他	無回答
合計	129 100.0	92 71.3	21 16.3	4 3.1	8 6.2	6 4.7	3 2.3	10 7.8
移転志向工場 【A+B+C+D2】	48 100.0	31 64.6	9 18.8	2 4.2	4 8.3	4 8.3	2 4.2	4 8.3
市外への移転志向工場 【A+B+C1】	36 100.0	22 61.1	7 19.4	1 2.8	4 11.1	3 8.3	1 2.8	4 11.1
市外に移転することが決定した(A)	4 100.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0
市外に移転する予定(B) (具体的な案がある)	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
移転したい(C) (まだ具体的な案はない)	36 100.0	21 58.3	8 22.2	2 5.6	3 8.3	4 11.1	2 5.6	3 8.3
市外(C1)	29 100.0	17 58.6	6 20.7	1 3.4	3 10.3	3 10.3	1 3.4	3 10.3
市内(C2)	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0
無回答(C3)	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0
最近[1年以内に]移転したばかりで、 移転は考えていない(市内移転)(D2)	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
以前からずっと現在地におり、 移転は考えていない(E)	77 100.0	58 75.3	11 14.3	1 1.3	3 3.9	2 2.6	1 1.3	6 7.8
無回答(F)	4 100.0	3 75.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(14) 市外を選択する理由^{注3}

移転先として市外を選択する工場(43件)は、その理由として「賃料・土地代が安い(大阪市の賃料・土地代が高い)」(15件:34.9%)、「自社の他工場や土地がある」(11件:25.6%)、「十分なスペースが確保できる」(6件:14.0%)など、工場用地とその価格に関する問題を挙げている。特に、「自社の他工場や土地がある」という回答は、大阪市内で工場を操業するよりも、工場用地を売却したり他の用途へ転用したりして、工場部門を市外の他工場へ集約して効率化を図った方が企業にとってはメリットが大きいことを示している。「賃料・土地代が安い(大阪市の賃料・土地代が高い)」という回答からも市内の工場用地の資産価値は相対的に高いことが分かる。

注3：市内への移転を志向した工場は、本社への近接、従業員の通勤、外注協力企業など取引先への近接(3件)などを挙げている。

表 2-14 移転先として市外を選択する理由(N=43) 【自由記述(複数回答)】

カテゴリ	件数	構成比 (%)
賃料・土地代が安い(大阪市の賃料・土地代が高い)	15	34.9
自社(子会社含む)の他工場や土地がある(集約)	11	25.6
十分なスペースが確保できる	6	14.0
取引先との距離	4	9.3
移転先自治体の支援・対応のよさ	4	9.3
本社など自社の他施設に近い	3	7.0
従業員の通勤	3	7.0
大阪市での規制の存在(用途地域[住宅系]・消防法など)	3	7.0
工業集積地(金属製品製造)	2	4.7
大学など研究機関への近接	1	2.3
周辺への配慮(騒音)	1	2.3
操業環境の悪化(騒音)	1	2.3
物流面	1	2.3
無回答	4	9.3
合計	43	100.0

2. 工場の市外流出に伴う問題点

(1) 雇用・税収・波及効果の喪失

前回調査以降に市外に移転した39工場の従業者数の合計^{注4}は1,106人であった。一方、今後、市外への移転を検討している工場数は36あり、その従業者数の合計は1,174人であった。合計すると、工場の市外流出による雇用喪失は2,280人となる。第1章で述べた「1万人の市外流出」という数値と比べるとかなり小さい結果となったが、前回調査において一度は市外への移転を検討した工場が300以上存在するため予断を許さない状況である。また、数値が小さくなったとはいえ、これだけの雇用を生み出す工場を市外から誘致することがいかに困難であるかは言うまでもない。

なお、今回の調査対象外(前回調査で市外への移転を志向していなかった工場)であり、なおかつ前回調査以降に市外へ移転した工場もあるはずであり、実際にはこの数字はもっと大きくなる可能性がある。

第1章でも述べたが、工場が市外に流出して失われるのは雇用だけではない。先に見たように、業績の良い工場が流出していくため、税収や取引連関を通じた地域への波及効果も失われることになる。

注4：郵送によるアンケート調査において、すでに市外へ移転したことが判明した数と、「転居先不明」「転送期間経過」「宛所に尋ね当たらず」などを理由に返送されてきた調査票の数を足し合わせた数であるため、実際には市内移転や廃業した工場を含む可能性がある。また、今回の調査で市外へ移転したことが判明した工場については今回調査の従業者数を、返送されてきた工場については前回調査の従業者数を採用した。なお、市外へ移転した(今後移転する)工場の中には「一部が別の場所へ移転し、残りは現在地で操業を続ける」と回答した工場もあるが、従業者数のうち何名が市外へ移転した(移転する)のかわからないため、ここでは全員を計算に含めている。

(2) 工場跡地の住宅地化が工場流出の悪循環を生む

土地の問題に次いで回答が多かった「周辺の宅地化」(35.6%)という問題に直面する工場は、土地の不足のように、移転しなければビジネスチャンスを失う訳ではない。つまり、やむを得ず移転という選択肢を迫られている工場であり、本来は必要のない追加的なコスト負担を強いられる工場である。

大阪市では工場が移転・閉鎖した跡地に住宅や商業施設が進出するケースが多く、特に工場が密集するエリアへの進出は残された工場の操業環境悪化につながる恐れがある。国土地理院が実施した宅地利用動向調査によると、大阪市の工業用地は1974年(表2-16の表側)から1996年(表2-16の表頭)にかけて約260ha減少しているが、1974年に工業用地であった約2,434haのうち、1996年までの期間に6.5%(約158ha)が商業・業務用地へ、4.6%(約112ha)が中高層住宅地へ転用されている(表2-17)^{注5}。

用途地域と工場の移転理由との関係についてみると、「周辺の宅地化」を問題視している工場は、住宅系用途地域や工業系用途地域でも住宅開発が可能な工業地域・準工業地域に集中している(表2-15)。特にこれらの地域において、残された工場の操業環境が悪化する傾向にあることは明らかであり、今後も追加的なコスト負担を強いられ、市外へ移転する工場が出てくるものと予想される。

注5：1974年から1996年にかけての大阪市の土地利用状況は、P45～P49の地図を参照のこと。

表2-15 用途地域と工場の移転理由（N=55）【複数回答】 多数意見（5件以上）のみ

上段:度数 下段:%	合計	現在地で の設備更 新・建替が 困難	用地が 狭すぎる	周辺の 宅地化	地価・賃料 が高すぎ る	搬出入 が不便
合計	55 100.0	33 60.0	29 52.7	20 36.4	10 18.2	7 12.7
準工業地域	24	17	13	9	4	1
工業地域	100.0	70.8	54.2	37.5	16.7	4.2
工業専用地域	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0
住居系用途地域	24 100.0	13 54.2	14 58.3	11 45.8	4 16.7	6 25.0
商業系用途地域	4 100.0	3 75.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0

表2-16 大阪市の土地利用変化(1974～1996年)

単位:100㎡

表例:1974年 表頭:1996年	大阪市の土地利用変化(1974～1996年)															合計
	01 山林・荒地等	02 田	03 畑・その他の農地	04 造成中地	05 空地	06 工業用地	07 一般低層住宅地	08 密集低層住宅地	09 中高層住宅地	10 商業・業務用地	11 道路用地	12 公園・緑地等	13 その他の公共施設用地	14 河川・湖沼等	15 その他	
01 山林・荒地等	2,837	7	5	97	251	57	287	27	197	134	145	200	42	314	0	4,600
02 田	115	13,908	857	110	2,972	814	958	247	1,043	2,526	2,093	456	820	74	0	26,993
03 畑・その他の農地	23	470	10,325	45	2,881	660	1,163	328	1,366	1,755	975	517	623	91	0	21,222
04 造成中地	3	187	84	367	6,056	671	259	90	4,966	13,920	6,916	6,961	6,114	217	2	46,813
05 空地	412	586	957	162	46,207	7,599	4,204	2,318	9,746	23,081	7,882	4,968	8,194	397	0	116,713
06 工業用地	21	54	93	686	9,450	191,479	2,220	1,227	11,166	15,783	3,519	2,227	5,099	410	0	243,434
07 一般低層住宅地	39	83	105	881	8,014	2,018	227,932	744	18,559	5,839	3,666	2,340	2,504	29	0	272,753
08 密集低層住宅地	0	5	8	98	1,076	418	354	42,385	1,434	1,350	655	311	250	13	0	48,357
09 中高層住宅地	7	1	9	128	1,119	412	506	51	68,377	1,693	931	472	501	4	0	74,211
10 商業・業務用地	12	27	62	730	11,439	8,896	1,912	449	5,089	270,413	2,905	2,330	4,453	178	0	308,895
11 道路用地	58	30	90	866	4,410	1,642	1,223	195	6,986	5,856	428,532	2,209	1,919	168	0	454,184
12 公園・緑地等	2,371	86	98	134	757	435	312	52	1,430	1,232	1,220	81,377	1,474	62	0	91,040
13 その他の公共施設用地	4	6	15	929	4,592	1,614	546	58	2,013	4,902	2,391	3,621	184,808	336	0	205,835
14 河川・湖沼等	10	49	550	1,249	896	235	33	19	97	398	2,909	6,878	1,659	181,660	0	196,642
15 その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	126	131
16 海	0	14	1	3,471	4,368	469	0	0	2	11,178	2,575	1,211	7,665	13,212	0	44,166
合計	5,912	15,513	13,259	9,954	104,488	217,419	241,909	48,190	132,471	360,060	467,315	116,079	226,127	197,165	128	2,155,989

表2-17 大阪市の土地利用変化(1974～1996年)【構成比%】

表例:1974年 表頭:1996年	大阪市の土地利用変化(1974～1996年)【構成比%】															合計
	01 山林・荒地等	02 田	03 畑・その他の農地	04 造成中地	05 空地	06 工業用地	07 一般低層住宅地	08 密集低層住宅地	09 中高層住宅地	10 商業・業務用地	11 道路用地	12 公園・緑地等	13 その他の公共施設用地	14 河川・湖沼等	15 その他	
01 山林・荒地等	61.7	0.2	0.1	2.1	5.5	1.2	6.2	0.6	4.3	2.9	3.2	4.3	0.9	6.8	0.0	100.0
02 田	0.4	51.5	3.2	0.4	11.0	3.0	3.5	0.9	3.9	9.4	7.8	1.7	3.0	0.3	0.0	100.0
03 畑・その他の農地	0.1	2.2	48.7	0.2	13.6	3.1	5.5	1.5	6.4	8.3	4.6	2.4	2.9	0.4	0.0	100.0
04 造成中地	0.0	0.4	0.2	0.8	12.9	1.4	0.6	0.2	10.6	29.7	14.8	14.9	13.1	0.5	0.0	100.0
05 空地	0.4	0.5	0.8	0.1	39.6	6.5	3.6	2.0	8.4	19.8	6.8	4.3	7.0	0.3	0.0	100.0
06 工業用地	0.0	0.0	0.0	0.3	3.9	78.7	0.9	0.5	4.6	6.5	1.4	0.9	2.1	0.2	0.0	100.0
07 一般低層住宅地	0.0	0.0	0.0	0.3	2.9	0.7	83.6	0.3	6.8	2.1	1.3	0.9	0.9	0.0	0.0	100.0
08 密集低層住宅地	0.0	0.0	0.0	0.2	2.2	0.9	0.7	87.7	3.0	2.8	1.4	0.6	0.5	0.0	0.0	100.0
09 中高層住宅地	0.0	0.0	0.0	0.2	1.5	0.6	0.7	0.1	92.1	2.3	1.3	0.6	0.7	0.0	0.0	100.0
10 商業・業務用地	0.0	0.0	0.0	0.2	3.7	2.9	0.6	0.1	1.6	87.5	0.9	0.8	1.4	0.1	0.0	100.0
11 道路用地	0.0	0.0	0.0	0.2	1.0	0.4	0.3	0.0	1.5	1.3	94.4	0.5	0.4	0.0	0.0	100.0
12 公園・緑地等	2.6	0.1	0.1	0.1	0.8	0.5	0.3	0.1	1.6	1.4	1.3	89.4	1.6	0.1	0.0	100.0
13 その他の公共施設用地	0.0	0.0	0.0	0.5	2.2	0.8	0.3	0.0	1.0	2.4	1.2	1.8	89.8	0.2	0.0	100.0
14 河川・湖沼等	0.0	0.0	0.3	0.6	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	1.5	3.5	0.8	92.4	0.0	100.0
15 その他	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	1.5	0.0	96.2	100.0
16 海	0.0	0.0	0.0	7.9	9.9	1.1	0.0	0.0	0.0	25.3	5.8	2.7	17.4	29.9	0.0	100.0
合計	0.3	0.7	0.6	0.5	4.8	10.1	11.2	2.2	6.1	16.7	21.7	5.4	10.5	9.1	0.0	100.0

第3章 地方自治体による工場流出防止方策

本章では、大都市圏における地方自治体(市町村)の工場流出防止方策の取り組み事例を紹介する。

1. 大都市圏における地方自治体の取り組み事例

(1) 空き用地・空き工場の情報提供

近年、大都市圏を中心として地方自治体が行政区域内の空き用地・空き工場等の情報を提供しているケースが多数見られる。各自治体では、ホームページ上で情報を収集・公開したり、相談窓口を設けたりしている。ただし、いずれの自治体も、提供された情報を公開するのみで、物件の推奨・仲介・斡旋等の行為は行っていない。

こうした取り組みは基本的に企業誘致を促進するための施策であるが、市内移転の促進にもつながる取り組みであり、工場の市外流出を防ぐ一助となりうる。

① ホームページ上での情報提供

◆ 兵庫県尼崎市 産業用地・業務ビルの情報^{注1} 2003年スタート

尼崎市産業立地課では、市内の工場用地、貸し工場、業務ビルの空き情報の提供を受け付け、その情報を下記のホームページ上で提供している。なお、市ではホームページに掲載していない物件情報も把握しており、個別相談に応じている。

特徴：工場だけでなく業務ビルも対象

尼崎市産業経済局産業立地課のホームページ

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/web/contents/info/city/city03/sanritu/index.html>

電話：(06)6489-6454 e-mail：ama-sanritu@city.amagasaki.hyogo.jp

注1：多くの地方自治体が工場用地等の情報を提供しているが、ここでは尼崎市の事業実施要領を参考資料に掲載しておくので詳細についてはそちらを参照されたい。

◆ 大阪府八尾市 八尾ものづくりネット 空き工場・空き工場用地情報 2005年スタート

八尾市では、市内にある空き工場・空き工場用地の情報を下記のホームページ上で公開しているが、市内にある空き工場・空き工場用地の売却や貸付を希望する事業者は、同じホームページ上で企業登録を行った上で情報提供を行うことができる。

特徴：ホームページ上で物件情報の登録が可能

八尾ものづくりネット 空き工場・空き工場用地のホームページ

http://sangyo.city.yao.osaka.jp/factory/01_01_guidance.html

◆京都市産業観光局商工部産業振興課 京都市産業立地情報 2001年スタート

京都市では、市内の工業系用途地域における敷地面積が 500 m²以上の工場用地や施設(工場・倉庫)等の情報の登録を FAX で受け付けており、その情報を下記のホームページ上で提供している。

特徴：取り組みをいち早くスタート

京都市産業立地情報のホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/sankan/sanshin/jyohou/index.html>

FAX：(075)222-3331

②相談窓口の設置 ～電話による受付～

◆大阪府東大阪市経済部モノづくり支援室 工場用地情報提供システム 2003年スタート

東大阪市では、市内で製造業を営むための工場用地を探している事業者には、工場用地の売買物件や、貸し工場の情報を提供している。物件情報は、東大阪市企業誘致促進連絡協議会の委員である宅建協会や信託銀行等から提供される情報である。事業者が希望の用途地域や工場の面積、道路の幅員、売買額や家賃など、各種条件を提示することにより、条件に応じた物件情報の提供を受けることができる。

特徴：電話で個別相談に応じる。宅建協会や信託銀行等とのネットワーク。

図 3-1 情報提供システムのフロー



資料：東大阪市ホームページ

<http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/080/080050/keizai/kigyoyuchitoppage.html>

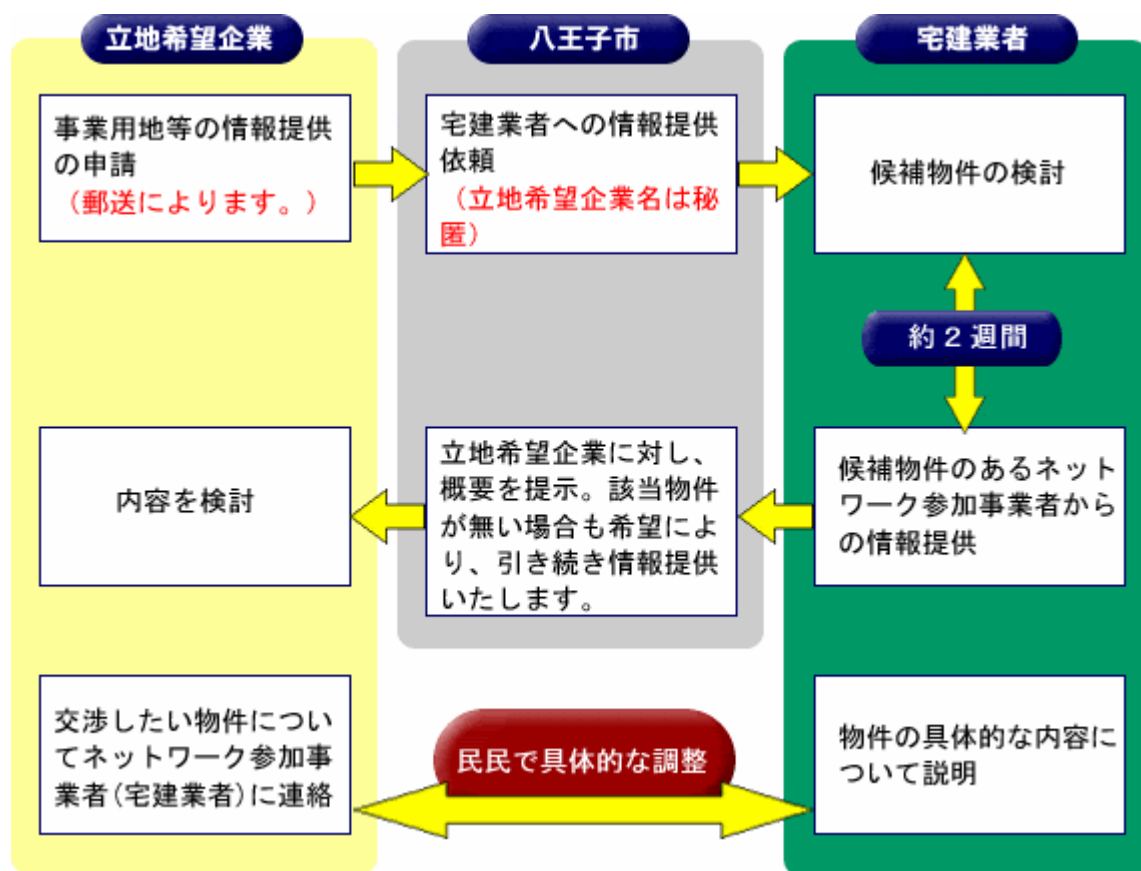
③郵送による受付

◆東京都八王子市産業振興部 企業立地サポートネット 2004年スタート

東京都八王子市では、市内の宅地建物業者約60社とタイアップし、事業用地や事業用建物のマッチング支援を行っている。宅地建物取引業者とネットワーク(企業立地サポートネット)を組むことにより、個別に業者から情報提供を受けるよりも多くの不動産情報を得ることが可能である。具体的には、ものづくり産業(工場等)、商業(小売店舗)、物流系産業(配送センター等)、事務所の土地・建物の情報を提供している。

特徴：宅地建物業者約60社とのタイアップ。小売店舗や配送センターも対象。

図3-2 企業立地サポートネットの仕組み



資料：八王子市ホームページ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/sangyo/seisaku/youchi/supportnet.htm>

(2) 優遇措置

近年、企業誘致に対する優遇措置の充実化が図られる中で、一部の地方自治体においては、市内移転や既存工場における増設を支援対象に含めた優遇措置を講じている^{注2}。

注2：市町村だけでなく都道府県も様々な優遇措置を講じている。詳しくはP3注3を参照のこと。

①税制優遇措置 ～固定資産税、都市計画税、事業所税など地方税の減免措置～

◆兵庫県尼崎市 企業立地促進制度 2004年10月制定

事業所の転出や閉鎖が続き、産業機能の低下に悩む尼崎市では、製造業と下表の重点6分野の事業を対象に企業立地促進制度を制定した。この制度は、地域経済活性化と雇用創出を目的としているが、「企業の市外転出を防止する」旨を明記している点が特徴的である。それゆえ新規立地のみならず市内移転や増設も制度の対象とされている。

具体的には、後述する一定の要件に該当する製造事業所や研究所を立地した企業に対して、固定資産税・都市計画税・事業所税の軽減措置を講じている。その一方で、事業者の責務として、①尼崎市民の雇用、②地域社会の発展への協力、③認定事業の10年間の事業継続という努力規定を設けている。

表3-1 尼崎市の重点事業分野

重点産業分野	事業内容
医療・福祉関連分野	医療・福祉関連機器、医薬品、保健機能食品等の研究、開発又は製造を行う事業
情報通信関連分野	情報通信関連機器及び製品の研究、開発又は製造を行う事業
製造技術関連分野	新製造システムの研究、開発又は製造を行う事業、新素材・新材料及びこれらを応用した製品の研究、開発又は製造を行う事業、新機構技術・高度加工技術の研究又は開発及びこれらを応用した製品の研究、開発又は製造を行う事業
環境・エネルギー関連分野	環境関連機器、環境調和型製品及び燃料電池等の新エネルギー・省エネルギー関連機器の研究、開発又は製造を行う事業
バイオテクノロジー関連分野	バイオテクノロジーを応用した製品の研究、開発又は製造を行う事業
ビジネス支援関連分野	情報サービス業、エンジニアリング業、デザイン業、人材育成業

資料：兵庫県尼崎市ホームページ

表3-2 制度の対象要件等

対象地域	市内全域。ただし、製造事業所にあつては、工業専用地域、工業地域、準工業地域(市長が別に定める区域は除く)に限る。
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・立地区分 新設、増設、建替、市内間移転 ただし、既存事業所における設備更新のみは対象外 ・事業投資額(土地・家屋・償却資産の取得合計額)及び従業員規模 ア 大企業 事業投資額10億円以上かつ常時従業員数50人以上 イ 中小企業 事業投資額1億円以上かつ常時従業員数10人以上 ただし、増設・建替・市内間移転の場合は従業員の減少を伴わないこと。 ・環境保全への配慮 環境保全への配慮とは、一連の環境関連の法規制を産業面から強化しようとするものではなく、企業活動を行うにあたり、周辺地域に配慮した事業計画について総合的に審査しようとするものである。
奨励措置	固定資産税(家屋・償却資産)、都市計画税(家屋)、事業所税(資産割)の1/2軽減。3年間。ただし、特に先端性が高いと認められる事業は5年間。
条例の期限	2010年3月31日まで

資料：兵庫県尼崎市ホームページ

◆大阪府堺市 企業立地促進制度(条例) 2005年4月施行予定

堺市では、工業適地に持続可能な成長が見込まれる次世代産業の立地を進めると同時に、既存企業の投資を促進することで地域活力の再生を図っていくことを目的に企業立地促進制度を制定する見込みである。

市内臨海部の工業適地(図 3-3)において、事業所の新規立地(市内移転を含む)、増設、建て替えを行う企業に対して、固定資産税(家屋、償却資産)、都市計画税(家屋)及び事業所税の軽減措置を講じる予定である。具体的な対象事業や税の軽減率については下記のとおりである。

〈対象事業〉

○製造業

○電気・ガス・熱供給業・水道業

※新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第2条に規定する新エネルギー利用等に係るものに限るものとし、水道業を除く。

○情報通信業

※信書送達業を除く。

○運輸業

○サービス業(他に分類されないもの)

※学術・開発研究機関に係るものに限る。

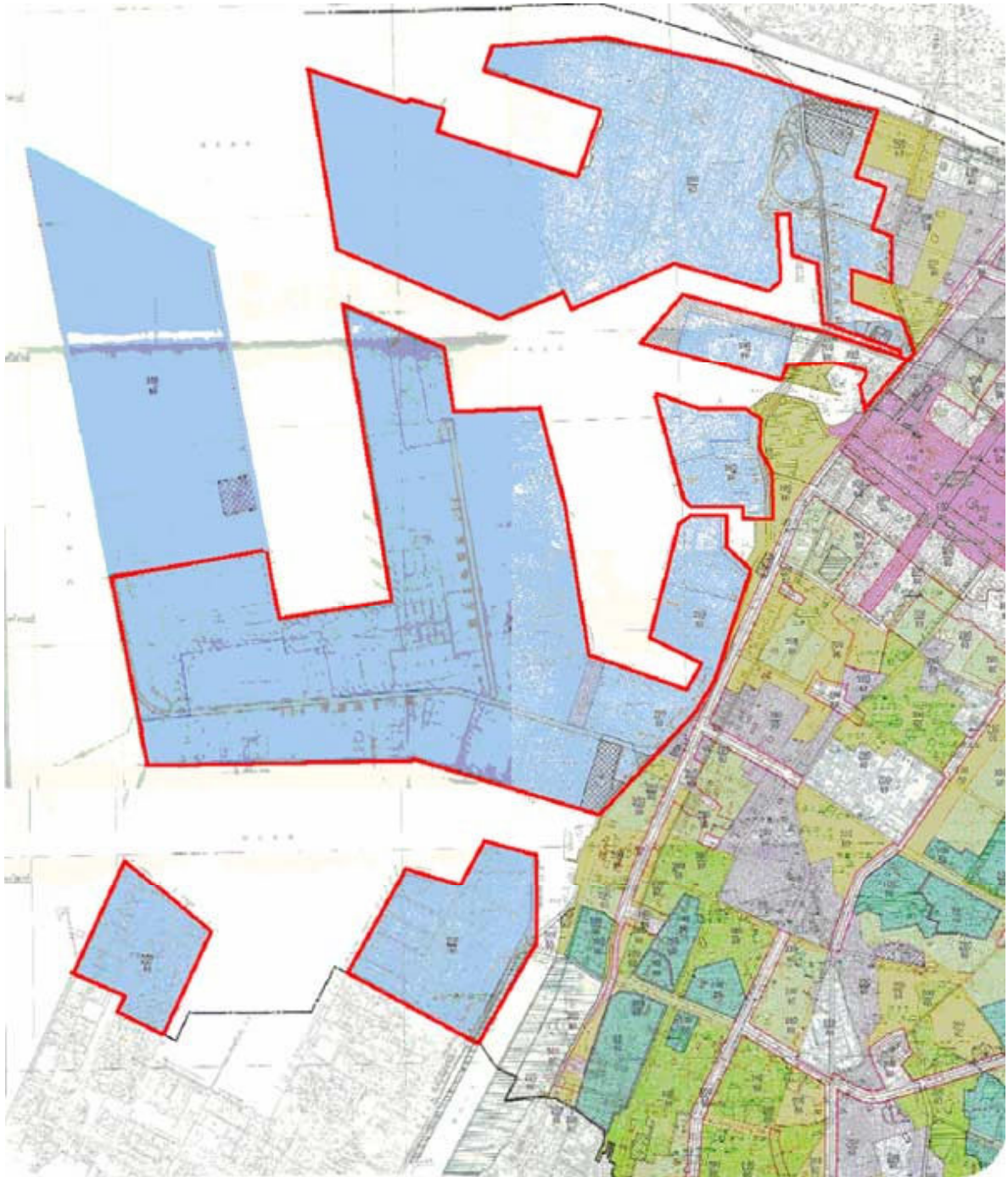
表 3-3 企業立地促進策 不均一課税

投下固定資産額	奨励措置 (不均一課税の内容)	雇用の要件	対象とする 企業立地計画
600億円以上	4/5軽減 10年間	事業所従業員の合計数の5分の1以上が市内に住所を有する者であること	事業所の新規立地(市内移転を含む)、増設、建て替え
300億円以上	2/3軽減 10年間		
10億円以上	1/2軽減 5年間	なし	
1億円以上 (中小企業のみ)	1/2軽減 5年間	なし	

※投下固定資産額は、企業等が事業の用に供する、家屋及び償却資産の取得に要した費用(賃借料を除く)の合計額をいう。

資料：大阪府堺市ホームページ

図 3-3 堺市企業立地促進制度の対象地域（工業専用地域、工業地域）



臨海部の工業適地（工業専用地域、工業地域）

石津西町、戎島町4丁及び5丁、大浜西町、海山町6丁及び7丁、神南辺町4丁～6丁まで、北波止町、三宝町8丁及び9丁、塩浜町、築港新町1丁～3丁まで、築港南町、築港八幡町、出島西町、松屋大和川通3丁及び4丁、緑町3丁及び4丁並びに山本町6丁、築港浜寺町、築港浜寺西町のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条に定める工業専用地域及び工業地域

◆神戸市 神戸起業ゾーン条例 1996年制定

神戸市では、1995年の阪神・淡路大震災を契機として、兵庫県との連携^{注3}により全国の地方自治体に先駆けて地方税の減免措置を講じた。ポートアイランド(第2期)に進出する特定事業を行う成長分野企業と其中核施設^{注3}の整備に対して固定資産税、都市計画税、事業所税を減免している。概要は以下のとおりである。

支援期間：

1997年1月1日から2005年3月31日まで

優遇措置を受けるためには、この期間内に建物の建設を完了すること。

(賃貸で入居する場合は、この期間内に進出すること。)

対象特定事業^{注3}：

生活文化(ファッション)関連分野、情報通信関連分野、国際化関連分野、集客関連分野、物流関連分野、医療関連分野、環境関連分野、新素材・新製造技術関連分野、その他(上記事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業)

中核施設：

1. 特定事業の発展に寄与する人材を育成するための施設
2. 特定事業の発展に寄与する技術等に関する研究開発を行う施設
3. 外国からの特定事業の発展に寄与する技術等の移入を促進する施設
4. 高度な情報通信基盤の構築又は活用を促すことを目的とする施設
5. 特定事業の発展に寄与する情報の収集、発信及び交流又は取引の円滑化を促進することを目的とする事業を行うための施設
6. 特定事業に関する新たな事業開拓に関して必要な支援を行う施設
7. 特定事業の振興のために相当数の企業に対し、事業所、設備又は資金を提供する事業を行うための施設
8. 高度な集客力を有する文化施設、スポーツ施設又はレクリエーション施設

優遇措置：

固定資産税・都市計画税 3年間 1/2を控除(土地・建物・設備)

税率=1.7%から0.85%へ

事業所税(中核施設のみ) 新築・増築時：免除

6,000円/㎡から0円/㎡へ

資産割額：3年間1/2に軽減

600円/㎡・年から300円/㎡・年へ

注3：詳しくは下記ホームページを参照のこと。

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/39/040/japanese/yugu.html>

②奨励金(補助金)の交付

◆京都市 企業立地促進制度 (全市一般・特定地域施策) 補助金 2002年制定

京都市では、市内企業による工場等の新增設に対する補助金制度を設けている。制度の概要は下表のとおりである。詳しくは下記ホームページを参照のこと。

京都市産業観光局商工部産業振興課のホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/sankan/sanshin/index.html>

表 3-4 全市一般施策

対象者	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む方
対象地域	工業系地域、高度集積地区、桂イノベーションパーク地区
対象事業	工場、研究所の新增設等
事業要件	1. 生産等設備取得額が2,500万円以上 2. 常用雇用者が5名以上で、市域内の常用雇用者総数が増加すること
補助金額	対象事業に伴い取得した固定資産(土地を除く)に係る固定資産税、都市計画税及び新たに課税される事業所税相当額2年分
実施期間	2006年度末まで

表 3-5 特定地域施策 ～先端分野企業～

対象者	1. 京都市スーパーテクノシティ構想に掲げる新規成長分野の事業を営む方 <small>注</small> 2. 21世紀の本市の基幹産業となり得る事業を営む方
対象地域	1. 高度集積地区、桂イノベーションパーク地区 2. 市長が特に必要と認める地域
対象事業	1. 本社、工場、開発拠点、研究所の新增設 2. 市長が特に必要と認める地域
事業要件	対象事業1の場合、投下費用(土地を除く)が3億円以上
補助金額	対象事業に伴い取得した固定資産(土地を除く)に係る固定資産税、都市計画税及び新たに課税される事業所税相当額5年分
実施期間	2006年度末まで

注：京都市スーパーテクノシティ構想は下記ホームページを参照。

<http://www.city.kyoto.jp/sankan/super/data/superttechno.pdf>

資料：京都市ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/sankan/sanshin/hojyokin.html>

◆神戸市 神戸市 神戸起業ゾーン条例 中核施設の建築費補助

神戸市は、ポートアイランド(第2期)に進出する特定事業を行う成長分野企業の中核施設の整備に対して設計費及び建築費の10%を補助(限度額10億円)している。詳しくは前ページと下記ホームページを参照のこと。

神戸市 産業用地進出優遇制度のホームページ

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/39/040/japanese/yugu.html>

③融資

◆京都市 企業立地促進融資制度 2003年制定

京都市では、新たな設備投資などを支援するため、「企業立地促進制度(全市一般施策)補助金」(P25参照)と連動した「京都市企業立地促進融資制度」を創設した。産業観光局商工部産業振興課が窓口となっている。

京都市産業観光局商工部産業振興課のホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/sankan/sanshin/index.html>

電話：(075)222-3324

表 3-6 制度の概要

対象者	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む中小企業者
対象地域	工業系用途地域、高度集積地区、桂イノベーションパーク地区
対象事業	工場、開発拠点、研究所の新増設
対象資金	工場、開発拠点、研究所を建設する資金(土地取得資金・設備導入資金含む)
融資条件	1 融資限度額 1企業5億円以内 2 融資利率 年1.5%(固定金利) 3 融資期間 15年以内 4 返済方法 元金均等月賦返済(必要により1年以内の据置期間を認める)
事前相談	融資申込みには「適格通知書」が必要になりますので、産業振興課にご相談のうえ、交付申請を行ってください。
受付機関	本市制度融資取扱金融機関

資料：京都市ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/sankan/sanshin/yuushi.html>

◆神戸市 中小企業融資(産業立地促進資金融資)

神戸市では、ポートアイランド(第2期)、神戸複合産業団地へ進出する中小企業に対し、土地、建物、機械設備等の取得等に必要な資金を融資している。概要は以下のとおりである。

表 3-7 制度の概要

限度額	10億円(信用保証協会の保証を付する場合は2億円)
利率	固定金利 1.5%(2002年9月現在)
期間	最長20年(据置期間2年)

資料：神戸市ホームページ

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/39/040/japanese/yugu.html>

④「工業再配置促進法」における移転促進地域の適用除外 ～構造改革特区の活用～

2005年1月、大阪府東大阪市と兵庫県尼崎市は、「工業再配置促進法」^{注4}の移転促進地域の指定除外を求めて、第7回構造改革特別区域計画を申請した。同年3月には認定を受け、指定の除外が実現した。このことにより、市内の移転促進地域に立地する工場が誘導地域へ移転するメリットが失われ、両市では今後も工場が市内で継続して操業を続けることを期待している。

注4：同法の詳細については参考資料を参照のこと。

表 3-8 構造改革特別区域計画 第7回認定 (大阪府東大阪市・兵庫県尼崎市)

申請主体名	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	既成の特例措置の内容	特区分野
大阪府 東大阪市	東大阪市 モノづくり 再生特区	東大阪市の 区域の一部 (工業再配 置促進法第 二条第一項 に規定する 移転促進地 域)	「モノづくりのまち」東大阪 市は、基盤的技術産業を中心 に多種多様な製造業が集積し 、我が国のモノづくりを支え ているまちである。しかし、 昭和47年に都市から地方への 工場移転を目的に制定された 「工業再配置促進法」におい て、今なお本市の一部が「移 転促進地域」として指定され ていることから、その指定を 除外し、基盤的技術産業集積 の維持発展を図るとともに、 本市が、今後とも我が国製造 業が国際競争力のある高付加 価値製品を作り出すための苗 床としての機能的役割を果た し、地域産業・経済を再生す る。	移転促進 地域から の除外に よる事業 者の交流 連携の促 進	産業活 性化関 連
兵庫県 尼崎市	ものづくり のまち 「あまが さき」再 生特区	尼崎市の 区域の一 部(工業 再配置 促進法 第二条 第一項 に規定 する移 転促進 地域)	産業都市として発展してきた 尼崎市は、事業所の過度の出 流により、まちの活力に大き な影響を及ぼしている。この ため本市域の工業再配置促 進法の移転促進地域からの 除外を実現し、ものづくり のまちとしての再生に向けて 、既存のものづくり産業の 高度化や新事業展開への支 援、国内外企業の新規立地 促進、企業間交流の促進等 による地域産業の活性化や 雇用の創出を通じて、まち の活力再生を図る。	移転促進 地域から の除外に よる事業 者の交流 連携の促 進	産業活 性化関 連

資料：構造改革特別区域推進本部ホームページ

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>)より作成

注：詳細は上記ホームページを参照のこと。

この規制の特例措置「移転促進地域からの除外による事業者の交流連携の促進」（表 3-8）の適用を受けるためには、表 3-9「特例措置の内容」に記載されている 2 つの要件（一 過去 5 年間の当該地域の有効求人倍率が全国の数以下であること、二 工業の集積が有する機能を活用して事業者の交流又は連携を図ることで雇用機会の創出が見込まれることなど）を満たす必要があるが、大阪市は有効求人倍率が全国の数を上回っているため、「一」の要件を満たしていない。

表 3-9 規制の特例措置の内容

番号	1141
特定事業の名称	移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	工業再配置促進法施行令第一条の基準を定める省令
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	工業再配置促進法施行令第一条に規定する移転促進地域から除く区域を指定するにあたり、雇用の状況の改善を図る必要がある区域として、必要となる基準を定めている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて構造改革特別区域法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域においては、次の各号の基準を工業再配置促進法施行令（昭和47年政令第383号）第一条の経済産業省令で定める基準とみなす。</p> <p>一 過去五年間における当該構造改革特別区域内に居住する求職者の数に対する当該構造改革特別区域内に所在する事業所に係る求人の数の比率（以下この号において「地域求人倍率」という。）の月平均値が同期間における全国の求職者の数に対する求人の数の比率の月平均値以下であり、かつ、過去六箇月間において地域求人倍率が急激に上昇する傾向にないこと。</p> <p>二 工業の集積が有する機能を活用して事業者の交流又は連携による地域経済の活性化を図ることにより当該構造改革特別区域において雇用の機会の創出が見込まれ、かつ、そのために当該地方公共団体が必要な施策を講じようとしていること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

資料：構造改革特別区域推進本部ホームページより

表 3-10 大阪市と全国の求人倍率の推移

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
大阪市 ^注	0.55	0.71	0.75	0.74	1.02
全 国	0.48	0.59	0.59	0.54	0.64

資料：大阪市「大阪市の現況（平成 16 年版）」及び厚生労働省「職業安定業務統計」より作成
注：吹田市を含む

2. 大阪市の取り組み

(1) 工場用地情報の提供体制

大阪市の工場立地に関する支援の窓口は、大阪市経済局都市産業課と大阪市都市再生本部である(連絡先は下記参照)が、民間の工場用地や貸し工場などの情報を収集・提供するシステムはないのが現状である。

なお、(財)大阪市都市型産業振興センターが管理している賃貸工場「テクノシーズ泉尾」についてはホームページ上に空き情報が掲載されている。

大阪市泉尾賃貸工場 テクノシーズ泉尾 ホームページ

<http://toshigata.ne.jp/tsi/>

電話：(06)4394-1166

(2) 優遇措置

工場の市内移転や建替に関して大阪市が講じている支援策には、融資と補助金があるが、地方税の減免措置は講じていない。

① 融資

融資では、中小工場再生・地域調和事業資金融資と中小工場立地適正化融資がある。前者は、工場・福利厚生施設等の建替・改築を行う中小製造業者に対して、2億円(うち無担保8,000万円)を限度に資金を融資(利率は年1.8%)するものである。後者は、市内の工場立地が不適な場所から工業専用地域へ移転する中小製造業者に対して、5億円(ただし、所要資金の80%以内)を限度に資金を融資(利率 2億円以内：年1.5%、2億円超：長期プライムレート△0.5%)するものである。いずれも大阪市経済局都市産業課が窓口である。

大阪市経済局 ホームページ

<http://www.city.osaka.jp/keizaikyoku/index.htm>

都市産業課 電話：(06)6208-8938

② 補助金

補助金では、2004年4月に制定された都市再生重点産業立地促進助成制度がある。後述する重点産業に属する工場が市内移転、増設、建替を行う場合、増加する面積が1,000㎡以上あり、なおかつ増加する従業者数が5名以上の工場が助成対象となる。2005年3月時点でこの制度を利用した事業所はない。この制度の窓口は大阪市都市再生本部である。詳細は次頁を参照されたい。

大阪市都市再生本部 ホームページ

<http://www.osaka-saisei.jp/index.html>

電話：(06)6244-4312 E-mail：info@osaka-saisei.jp

◆都市再生重点産業立地促進助成制度

この制度は、大阪市の定める重点産業分野の育成・振興等を図り、大阪経済の活性化、都市再生に資するため、重点産業分野の事業所を市内に新たに建設して開設する場合に、建設等にかかる経費の一部を助成するものである。

表 3-11 制度の概要

助成対象地域	大阪市内全域
助成対象事業者	大阪市内において、大阪市の定める重点産業分野(下表参照)に属する事業のうち、助成対象とする事業所用建物を建設し、かつ所有して市内に立地する事業者
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱高の相当部分が重点産業分野の助成対象業種に関連し、概ね1年以上の事業実績を有する法人事業者であること ・延床面積1,000㎡(自己使用部分に限る)を超える事業所を開設すること ・助成対象の事業所における常用雇用者が5名以上であり、かつ当該立地後の助成対象事業者の市内における常用雇用者の総数が増加していること ・経営内容が良好で、立地後5年間における適切な事業計画を有していること ・2006年3月31日までに本市に事業計画の申請を行い(建設着手前に限る)、2007年3月31日までに建設に着手し、2008年12月31日までに事業を開始すること
助成対象経費	<p>建物及び設備等投下固定資本額(※)(自己使用部分に限る) ただし、上記の額については、建築延床面積(自己所有部分)1㎡あたり20万円以内の額とする。</p> <p>※投下固定資本額とは、事業者が事業所等を開設するために新たに取得した地方税法341条に規定する家屋及び償却資産(50万円以上)の取得経費の総額をいい、具体的には、事業所用建物に通常必要とされる、事業所や研究所などの家屋・構築物、事業所用機械や冷暖房設備、外溝等の工事費用等が対象となる。</p>
助成額	対象経費の5%以内(限度額は3億円)

資料：大阪市都市再生本部ホームページ

表 3-12 重点産業分野の助成対象業種

医療・福祉 関連分野	医療・福祉・健康・スポーツ関連機器等の製造業または卸売業/医薬品、保健機能食品等の製造業または卸売業/在宅医療・介護サービス業(在宅医療サービス業については、介護保険の適用を受けるものに限る)
生活文化 関連分野	デザイン業(商業、工業、服飾、インテリア他)/ファッション関連事業(服飾・家具等の製造業または卸売業に限るものとし他社製品の委託製造であるものを除く)/文化関連施設(美術館、博物館(ただし関係法令の適用のあるもの)、文化ホール)
情報通信 関連分野	情報通信機器、映像機器、電子部品等の製造業・卸売業/情報処理・提供サービス業/通信・放送業、映像等情報制作業
環境関連分野	環境関連機器・装置(公害防止、環境保全、リサイクル、環境計測分析装置等)、環境調和型製品(エコマーク製品等)の製造業または卸売/省エネルギー型機器・新エネルギー関連装置の製造業または卸売業
人材関連分野	大学、大学院、自然科学研究機関/民営職業紹介業、労働者派遣業/事務所向け専門サービス業(会計事務所、設計業、商品検査、市場調査業等)
バイオ・ナノ テクノロジー 関連分野	バイオテクノロジーまたはナノテクノロジーを応用した製品(医薬品、食品、繊維、化成品原料、センサー、精密機器等)の製造業または卸売業/バイオテクノロジーまたはナノテクノロジーの技術を用いた検査・測定サービス業
ロボット テクノロジー 関連分野	ロボット製品の製造業または卸売業/ロボットの制御・認識等に関するソフトウェア業/ロボットを媒介とした各種サービス業(在宅介護、情報提供、警備システム等)
その他	上記に類するものとして特に市長が認めたもの

資料：大阪市都市再生本部ホームページ

第4章 工場の市外流出防止に向けて ～工場流出防止方策の検討～

本章では、第1章から第3章を踏まえ、大阪市外への工場の流出を防止する方策について検討する。第3章で見たように、大阪市においても市内移転に対する優遇措置を講じているところであるが、今後における工場の市外流出を防いでいくためには、他都市の事例を参考にして、既存施策の充実化を図ることについて検討していくことが必要である。ここでは、第2章で見た「移転理由」において上位を占めていた「現在地での設備更新・建替が困難」「用地が狭すぎる」などの土地に関する問題、「周辺の宅地化」という住工混在問題と、施策の認知度という3点に焦点を絞って工場の流出防止方策を検討する。

1. 「土地不足等」の問題への対応 ～工場用地情報の収集・提供体制の構築～

現在、大阪市では民間の保有する工場用地の情報収集・提供を行っていない。第3章で見たように、周辺の自治体はすでにこうした取り組みを行い、工場の市内移転を促している。大阪市においてもこうした取り組みを早急に開始し、市内移転を誘導することにより、次なる流出工場の発生を可能な限り防ぐことが重要である。

例えば、大阪産業創造館のビジネスチャンス倍増プロジェクトにおいて、マッチングナビゲーターが技術的に優れた市内の工場を訪問し、技術的なマッチングを図ろうとしているが、同時に操業環境上の問題点なども聞き取り、こうした工場の中で移転の案が浮上しそうな段階で情報をキャッチできる体制づくりを行うことが考えられる。

その一方で、市内の大規模工場における低未利用地の動向を把握し、そうした用地の一部を工場の拡張用地を求める企業へ貸し出すことが可能かどうかについての調査を実施することも考えられる。

こうした取り組みを行うことにより、市内移転や市内での分工場建設を誘導することが可能となる。結果的に市外に流出してしまう場合でも黙って見送るのではなく、跡地の利用方法について他企業の工場を紹介するなどの提案を行うことが可能となる。

2. 「周辺の宅地化」問題への対応

「周辺の宅地化」という問題は、移転を志向する工場だけではなく、移転を志向していない工場においても問題視されている(表4-1)。これらの工場群が今後移転を志向し始める可能性も十分考えられる。次なる流出工場を生み出さないためにも、特に工業系用途地域においては「周辺の宅地化」を可能な限り防ぐことが重要である。

表 4-1 現在地における操業上の問題点【複数回答】 「移転意向(移転実績)なし」のみ

	件数	構成比 (%)
周辺の宅地化	25	32.5
用地が狭すぎる	22	28.6
搬出入が不便	13	16.9
現在地での設備更新・建替が困難	9	11.7
地価・賃料が高すぎる	7	9.1
自社の他施設から遠すぎる	7	9.1
従業員の確保が困難	6	7.8
近隣での受注先・販売先の減少	5	6.5
無回答	33	42.9
合計	77	100

(1) 用途地域に関する規制緩和と強化

①規制緩和

アンケート調査では、「用途地域が住居系へ変更されたために現在地での建て替えが困難となった」との回答が得られた。こうした問題に対しては既存不適格の建築物の建て替えについての特例を設けるなど、現在地で継続して操業できるように配慮することも考えられる。その一方で、大阪市が既に取り組んでいる工業系用途地域への移転を誘導するような施策(P29 参照)を一層強化することも考えられる。

②規制強化

1) 工業集積地域の工場跡地における宅地開発の規制

工業系用途地域においても準工業地域と工業地域においては、住宅の建設が可能であり、工場跡地に住宅が建設されるケースが多数見られる(P17 参照)。「周辺の宅地化」という問題と、大阪市において工場が減少し続けている現状を踏まえると、工業集積の競争力低下を防ぐために、特に工場が集積している地域において工場の操業環境を守っていくことが考えられる。そのため、そうした地域の工場跡地において宅地開発を規制することが考えられる。

2) 用途地域の境界での規制

道路を境に工業系用途と住居系用途が分けられているケースでは、後から進出する主体が両者の間に緩衝地帯を設置して軋轢を起こさないよう配慮することを義務づけることも考えられる。

③その他の配慮すべき事項

1) 用途地域を変更する際の既存工場への配慮

工業系の用途地域でありながら一定程度住居系の用途に土地利用転換が進んだ地域を住居系の用途地域へ変更する場合は、地域内の既存工場に対する配慮を怠らないようにすることが肝要である（例えば、上記①規制緩和など）。

2) 工業集積地域の工場跡地における商業開発への対応

工場の操業環境を悪化させるのは「周辺の宅地化」だけではない。兵庫県尼崎市では、工業系用途地域に大規模小売店舗が複数進出し、都市の構造を変える事態が起きている。大規模店舗には周辺住民を中心として大勢の買い物客が来店するため、周辺の工場の操業環境は悪化する。

工業系用途地域の中でも特に工場が集積している地域において、工場の操業環境を維持していくためには、宅地開発のみならず、大規模小売店舗の進出についても規制するなど、何らかの対策を施す必要があるだろう。京都市や尼崎市においては、用途地域指定とは別に独自の対策を講じて、工業系用地地域への大規模小売店舗の進出を抑制しようとしている^{注1}。

①～③のような土地利用政策については、中長期的視点から大阪市におけるものづくり産業の位置付けを考慮した土地利用に関する戦略を策定することが重要であろう。

注1：「京都市商業集積ガイドプラン」

<http://www.city.kyoto.jp/sankan/shogyo/koho/guide/index01>

「尼崎市商業立地ガイドライン」

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/web/contents/info/city/city03/sanritu/gline.htm>

(2) 周辺住民に配慮した環境対策投資への補助

周辺の宅地化が進んだ工場では、隣接する工場跡地に建てられた住宅の住民からの苦情を受けることがある。こうした苦情へ対処するために工場が自ら防音・防振・防臭対策などを施す場合に必要経費の一部を補助するなど、住民との間で発生する問題の解決を促し、工場の操業環境を維持していくことが考えられる。

(3) 住宅開発業者に対する事前調査の義務化

工場跡地でも特に隣接地で工場が操業しているところで住宅を建設する場合、入居後のトラブルを未然に防ぐために、住宅の建設に取りかかる前の段階で開発業者に入念な調査（騒音・振動・臭気などがどの程度問題となるか）を義務づけることが考えられる。また、入居者に事前に現地を訪問してもらい、平日と休日の違いや昼間と夜間の違いなど、実態をきちんと確認してもらうことを義務づけることも考えられる。

3. 施策の認知度の向上にむけて

新たな産業振興施策を創設したり、既存制度を更新したりしても、支援対象となる工場がそれに気づかなければ意味がない。施策の認知度を向上させるためには以下のような取り組みが考えられる。

(1) ワンストップサービス化の推進

大阪市のホームページを見ると、工場立地に伴う支援施策が経済局と大阪市都市再生本部に分かれて掲載されている。利用者(企業)の立場に立つと、両方のページで情報が収集できるようにするか、支援施策のページを一本化しておくことが望ましい。また、できれば窓口も一本化してワンストップで用件が済むようにすることが望ましい。

京都市では窓口を一本化するために2000年度に企業立地総合支援窓口を設置し、市内への新たな立地を検討している企業や既に市内に立地している企業を対象として、企業活動に関する相談、生産施設のリニューアル、集約化、スクラップアンドビルドなどを実施する際の各種支援、規制等の相談、工場用地等の情報提供を実施している。

(2) 区役所を活用した施策情報提供力の強化

大阪市のこれまで以上に支援制度の認知度を向上させるためには、市役所と大阪産業創造館だけでなく、区役所に施策の情報提供コーナーを設置するなど、産業振興の拠点として区役所を活用していく方法が考えられる。

おわりに ～今後の調査・研究課題～

最後に、本調査研究における今後の課題を整理しておく。

① 企業へのヒアリング調査の実施

実効力のある流出防止方策を検討・提案するためには、移転理由の詳細について企業に直接尋ねて実態を把握する必要がある。また、市外へ移転することが決定した工場については、跡地を具体的にどのように処理するのか、分譲や賃貸により他企業の工場用地として提供する可能性の有無などについて尋ねる必要がある。

② 地方自治体へのヒアリング調査の実施

第3章で紹介した他の地方自治体が取り組む工場の流出防止方策をそのまま大阪市で導入するのではなく、事前にヒアリング調査を実施してその功罪についてしっかりと把握しておく必要がある。

③ 住工混在問題が発生している地点の抽出（土地利用変化の24区別分析）

第2章で見たように、住居系用途地域や準工業地域・工業地域に立地する工場において「周辺の宅地化」が問題視されていた。また、第4章で見たように、移転意向のない工場においても同様の問題に直面していた。

今後は、大阪市24区別に土地利用変化を点検し、住工混在の状況がどのように推移してきたか、どのエリアで問題が発生してきたかについて点検を行う必要がある。また、次なる流出工場を生み出さないためにも、現段階で移転意向を示していない工場であり、なおかつ「周辺の宅地化」の問題に直面している工場については現地を訪問し、その実態を把握しておく必要がある。

資 料 編

◇全国・大阪市における工場数等の推移

◇工場等制限法の概要

◇土地利用変化

◇工業再配置促進法の概要

◇尼崎市産業用地等情報提供事業実施要領

◇アンケート調査票

◇アンケート調査 単純集計結果

◇全国・大阪市における工場数等の推移

表 大阪市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(全事業所)

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	26,925	27,347	30,514	35,458	34,747	35,799	32,889	28,392	23,041	18,654
従業者数(人)	563,363	551,785	520,508	439,288	386,791	372,487	340,474	291,145	228,344	176,583
製造品出荷額等(百万円)	1,264,471	1,857,652	3,351,769	4,821,672	6,919,419	7,642,784	8,119,123	6,807,608	5,524,991	4,262,805

表 大阪市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(4人以上)

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	17,787	20,162	21,388	21,758	20,395	20,063	18,470	15,315	12,209	9,782
従業者数(人)	541,285	536,189	500,777	410,132	355,918	339,067	309,925	263,777	205,574	158,120
製造品出荷額等(百万円)	1,249,104	1,842,037	3,316,176	4,726,393	6,773,631	7,458,638	7,910,000	6,625,589	5,382,729	4,151,687

表 大阪市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(3人以下)

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	9,138	7,185	9,126	13,700	14,352	15,736	14,419	13,077	10,832	8,872
従業者数(人)	22,078	15,596	19,731	29,156	30,873	33,420	30,549	27,368	22,770	18,463
製造品出荷額等(百万円)	15,367	15,615	35,593	95,279	145,788	184,146	209,123	182,019	142,262	111,118

表 大阪市の規模別事業所数の推移

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
従業者数 3人以下	9,138	7,185	9,126	13,700	14,352	15,736	14,419	13,077	10,832	8,872
従業者数 4~29人	13,943	16,780	18,635	19,663	18,662	18,452	16,994	14,010	11,167	8,908
従業者数 30~299人	3,679	3,204	2,587	1,977	1,635	1,528	1,403	1,247	999	841
従業者数 300人以上	165	178	166	118	98	83	73	58	43	33
総数	26,925	27,347	30,514	35,458	34,747	35,799	32,889	28,392	23,041	18,654

表 全国の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(全事業所)

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	487,050	558,106	652,931	735,970	734,623	749,366	728,853	654,436	589,713	504,530
従業者数(人)	8,169,484	9,921,002	11,679,680	11,296,209	10,932,041	11,542,574	11,788,019	10,880,240	9,700,039	8,658,392
製造品出荷額等(百万円)	15,578,621	29,497,148	69,034,786	127,520,565	214,699,798	268,476,276	327,093,093	309,436,902	303,582,415	276,230,156

表 全国の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(4人以上)

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	238,320	345,120	405,515	430,491	429,336	438,518	435,997	387,726	341,421	293,911
従業者数(人)	7,601,963	9,480,710	11,163,473	10,660,328	10,291,918	10,889,949	11,172,829	10,320,583	9,183,833	8,228,150
製造品出荷額等(百万円)	15,293,704	29,195,463	68,376,300	125,840,925	212,124,294	265,320,551	323,372,603	306,029,559	300,477,604	273,734,436

表 全国の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(3人以下)

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	248,730	212,986	247,416	305,479	305,287	310,848	292,856	266,710	248,292	210,619
従業者数(人)	567,521	440,292	516,207	635,881	640,123	652,625	615,190	559,657	516,206	430,242
製造品出荷額等(百万円)	284,917	301,685	658,486	1,679,640	2,575,504	3,155,725	3,720,490	3,407,343	3,104,811	2,495,720

表 全国の規模別事業所数の推移

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
従業者数 3人以下	248,730	212,986	247,416	305,479	305,287	310,848	292,856	266,710	248,292	210,619
従業者数 4~29人	194,327	292,667	347,055	374,151	375,468	380,892	375,611	330,977	289,987	247,627
従業者数 30~299人	41,160	48,870	54,130	52,492	50,357	53,862	56,546	53,042	48,046	43,126
従業者数 300人以上	2,833	3,583	4,330	3,848	3,511	3,764	3,840	3,707	3,388	3,158
総数	487,050	558,106	652,931	735,970	734,623	749,366	728,853	654,436	589,713	504,530

注:2003年の数値は日本標準産業分類の改訂により「新聞業」「出版業」が対象外となっている。

資料:経済産業省「工業統計表(産業編)」

表 大阪市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(全事業所) 1960年=100

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	100.0	101.6	113.3	131.7	129.1	133.0	122.2	105.4	85.6	69.3
従業者数	100.0	97.9	92.4	78.0	68.7	66.1	60.4	51.7	40.5	31.3
製造品出荷額等	100.0	146.9	265.1	381.3	547.2	604.4	642.1	538.4	436.9	337.1

表 大阪市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(4人以上) 1960年=100

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	100.0	113.4	120.2	122.3	114.7	112.8	103.8	86.1	68.6	55.0
従業者数	100.0	99.1	92.5	75.8	65.8	62.6	57.3	48.7	38.0	29.2
製造品出荷額等	100.0	147.5	265.5	378.4	542.3	597.1	633.3	530.4	430.9	332.4

表 大阪市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(3人以下) 1960年=100

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	100.0	78.6	99.9	149.9	157.1	172.2	157.8	143.1	118.5	97.1
従業者数	100.0	70.6	89.4	132.1	139.8	151.4	138.4	124.0	103.1	83.6
製造品出荷額等	100.0	101.6	231.6	620.0	948.7	1,198.3	1,360.9	1,184.5	925.8	723.1

表 大阪市の規模別事業所数の推移 1960年=100

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
従業者数 3人以下	100.0	78.6	99.9	149.9	157.1	172.2	157.8	143.1	118.5	97.1
従業者数 4~29人	100.0	120.3	133.7	141.0	133.8	132.3	121.9	100.5	80.1	63.9
従業者数 30~299人	100.0	87.1	70.3	53.7	44.4	41.5	38.1	33.9	27.2	22.9
従業者数 300人以上	100.0	107.9	100.6	71.5	59.4	50.3	44.2	35.2	26.1	20.0
総数	100.0	101.6	113.3	131.7	129.1	133.0	122.2	105.4	85.6	69.3

表 全国の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(全事業所) 1960年=100

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	100.0	114.6	134.1	151.1	150.8	153.9	149.6	134.4	121.1	103.6
従業者数	100.0	121.4	143.0	138.3	133.8	141.3	144.3	133.2	118.7	106.0
製造品出荷額等	100.0	189.3	443.1	818.6	1,378.2	1,723.4	2,099.6	1,986.3	1,948.7	1,773.1

表 全国の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(4人以上) 1960年=100

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	100.0	144.8	170.2	180.6	180.2	184.0	182.9	162.7	143.3	123.3
従業者数	100.0	124.7	146.8	140.2	135.4	143.3	147.0	135.8	120.8	108.2
製造品出荷額等	100.0	190.9	447.1	822.8	1,387.0	1,734.8	2,114.4	2,001.0	1,964.7	1,789.9

表 全国の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(3人以下) 1960年=100

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
事業所数	100.0	85.6	99.5	122.8	122.7	125.0	117.7	107.2	99.8	84.7
従業者数	100.0	77.6	91.0	112.0	112.8	115.0	108.4	98.6	91.0	75.8
製造品出荷額等	100.0	105.9	231.1	589.5	903.9	1,107.6	1,305.8	1,195.9	1,089.7	875.9

表 全国の規模別事業所数の推移 1960年=100

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年
従業者数 3人以下	100.0	85.6	99.5	122.8	122.7	125.0	117.7	107.2	99.8	84.7
従業者数 4~29人	100.0	150.6	178.6	192.5	193.2	196.0	193.3	170.3	149.2	127.4
従業者数 30~299人	100.0	118.7	131.5	127.5	122.3	130.9	137.4	128.9	116.7	104.8
従業者数 300人以上	100.0	126.5	152.8	135.8	123.9	132.9	135.5	130.9	119.6	111.5
総数	100.0	114.6	134.1	151.1	150.8	153.9	149.6	134.4	121.1	103.6

注:2003年の数値は日本標準産業分類の改訂により「新聞業」「出版業」が対象外となっている。

資料:経済産業省「工業統計表(産業編)」

◇工場等制限法の概要

「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（1959年）及び「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」（1964年）は、それぞれ「首都圏整備法」（1956年）及び「近畿圏整備法」（1963年）に基づき制定されたもので、首都圏の既成市街地又は近畿圏の既成都市区域への産業と人口の過度の集中を防止することを目的としていた。

しかし、①製造業からサービス業へのシフト、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢が著しく変化する一方、②環境に係る諸制度が充実してきていること等から、本制度は目的を達成する手段としての有効性・合理性が薄れてきていたことから2002年7月に廃止されることとなった。

なお、制限区域内であっても下表の許可基準を満たす場合に新增設が許可された工場等もある（表参照）。また、廃止される以前に数度の改正がなされており、近年、規制が緩和される傾向にあった。同法の概要と改正の経緯は以下の図表のとおりである。

表 工業（場）等制限法の概要

事項	首都圏	近畿圏
制限区域	東京特別区及び三鷹市の大部分、武蔵野市の全部、横浜市及び川崎市の約半分並びに川口市の一部（約919k㎡）	大阪市の大部分、尼崎市の約半分並びに京都市、神戸市、芦屋市、西宮市、堺市、東大阪市及び守口市の一部分（421k㎡）
基準面積	工場の作業場：原則500㎡ なお、大田区、横浜市等の中小企業集積地域の一定の工場の作業場については1500㎡。 大学及び高等専門学校の教室：1500㎡ 専修学校及び各種学校の教室：800㎡ ※大学院、夜間学校は除く。	工場の作業場：原則1000㎡ なお、東大阪市、尼崎市等の中小企業集地域の一定の工場の作業場については、1500㎡。
許可権者	都府県知事及び政令指定都市の市長（大学等及び床面積3000㎡以上の作業場については国土交通大臣の同意が必要。）	
許可基準（工場）	①人口の増大をもたらさず、都市環境の改善等に寄与、配慮していると認められる場合で、一定の ・制限区域内の移転、 ・近代化設備の導入等による経営の合理化 ・中小企業者の合併、事業の共同化等 ・分業関係にある中小企業者の廃業 ・容器包装のリサイクルに係る新增設 ②公害の防止又は産業廃棄物の処理に係る新增設 ③災害等に伴う新增設	①制限区域内の人口増大をもたらさない新增設 ②制限区域内の住民等が生活上又は事業経営上現に受けている著しい不便が排除される場合などの新增設 ③制限区域外における事業経営が著しく困難な場合の新增設 ④一定の、中小企業者の合併、事業の共同化等に係る新增設 ⑤一定の、近代化設備の導入等による経営の合理化に係る新增設 ⑥災害等に伴う新增設
許可基準（大学）	①制限区域内の移転で、人口の増大をもたらさず、都市環境の改善等に寄与する新增設 ②教育及び研究の目的を達成するための新增設（社会人受入れなど） ③制限区域内における人口の集中に伴う弊害を著しく助長しない新增設（当分の間） ④災害に伴う新增設	①制限区域内の人口の増大をもたらさない新增設 ②教育及び研究の目的を達成するための新增設（社会人受入れなど） ③制限区域内における人口の集中に伴う弊害を著しく助長しない新增設 ④災害などに伴う新增設

資料：財団法人 国土計画協会『平成15年 大都市圏実務必携』

図 工業（場）等制限法の主な改正経緯

	制限対象	基準面積		制限区域	
		工場	大学	首都圏	近畿圏
昭和34年	首都圏での 新設を制限	1600㎡	2000㎡	東京特別区、 武蔵野市、三鷹市	
昭和37年	↓ 増設も制限	1000㎡	1500㎡	↓	
昭和39年	近畿圏にお いて新増設 の制限開始	↓	↓	横浜市、川崎市、 川口市を追加	大阪市、堺市、守口 市、東大阪市、京都 市、尼崎市、西宮市、 芦屋市、神戸市
昭和47年		↓	↓	京浜臨海部等を 追加	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 500㎡(首都圏) (※法目的に都市環境 整備改善を追加) ・ 1000㎡(近畿圏) 			

規制の緩和に転換

昭和58年	中小企業者の経営合理化等のための新増設を許可基準に追加
平成10年	① 総菜製造業、弁当製造業等を制限から除外 ② 容器包装のリサイクルを許可基準に追加 (※1) 等
平成11年	① 京浜臨海部を制限区域から除外 ② 大学院を制限から除外 ③ 中小企業集積地域の一定の工場の基準面積を引き上げ(1500㎡) (※2)
平成14年	工業（場）等制限制度の廃止

(注) 基準面積：基準面積以上の工場、大学等の新増設を行うためには、知事の許可が必要。
(※1) 容器包装リサイクル法(平成7年6月制定)に対応
(※2) 地域産業集積活性化法(平成9年6月制定)に対応

資料：財団法人 国土計画協会『平成15年 大都市圏実務必携』

表 工場、大学等の新增設に係る許可状況（工場等制限法）

<近畿圏>

年 度	京都府		大阪府		兵庫県		計		左のうち3,000㎡未満のもの	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
昭和40	0	0	2	2,491	1	275	3	2,766	3	2,766
昭和41	2	5,234	3	2,293	4	10,500	9	18,027	8	11,139
	2	5,234			1	1,200	3	6,434	3	6,434
昭和42	1	397	1	3,645	2	6,230	4	10,272	2	2,652
昭和43	0	0	4	7,882	2	4,844	6	12,726	5	8,547
昭和44	0	0	1	1,768	2	8,931	3	10,699	2	3,682
昭和45	0	0	1	1,069	2	5,546	3	6,615	2	2,542
昭和46	0	0	2	2,298	1	2,585	3	4,883	3	4,883
			1	322			1	322		
昭和47	0	0	1	955	0	0	1	955	1	955
昭和48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和49	0	0	2	3,085	1	1,794	3	4,879	3	4,879
昭和50	0	0	0	0	4	8,138	4	8,138	3	6,552
昭和51	1	1,960	2	5,488	3	3,543	6	10,991	5	5,941
	1	1,960					1	1,960	1	1,960
昭和52	0	0	0	0	1	8,580	1	8,580	0	0
昭和53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和54	1	4,470	2	4,960	3	11,577	6	21,007	3	7,841
	1	4,470					1	4,470		
昭和55	0	0	2	6,027	3	4,916	5	10,943	3	4,916
昭和56	0	0	1	1,107	2	3,710	3	4,817	3	4,817
昭和57	0	0	4	10,210	2	8,253	6	18,463	3	7,589
昭和58	0	0	3	4,739	3	7,457	6	12,196	6	12,196
昭和59	0	0	4	8,822	2	4,596	6	13,418	5	9,080
			1	1,168			1	1,168	1	1,168
昭和60	0	0	2	4,088	2	5,067	4	9,155	4	9,155
昭和61	0	0	2	2,161	2	5,549	4	7,710	3	2,666
					1	505	1	505	1	505
昭和62	0	0	5	11,746	0	0	5	11,746	5	11,746
昭和63	0	0	1	1,835	2	4,087	3	5,922	3	5,922
平成元	0	0	1	2,191	4	12,126	5	14,317	4	9,277
平成2	0	0	2	3,407	1	2,947	3	6,354	3	6,354
平成3	1	4,636	3	6,211	2	5,785	6	16,632	4	8,827
	1	4,636					1	4,636		
平成4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成5	0	0	1	2,976	0	0	1	2,976	1	2,976
平成6	1	9,961	0	0	0	0	1	9,961	0	0
平成7	0	0	0	0	1	1,385	1	1,385	1	1,385
平成8	0	0	0	0	1	2,681	1	2,681	1	2,681
平成9	0	0	1	2,992	0	0	1	2,992	1	2,992
平成10	0	0	0	0	1	4,942	1	4,942	0	0
平成11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成12	1	28,721	0	0	0	0	1	28,721	0	0
平成13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	55,379	53	101,446	54	146,044	115	305,869	90	164,958
	5	16,300	2	1,490	2	1,705	9	19,495	6	10,067

注：昭和41、46、51、54、59、61、平成3および計における下段は大学等に係る許可数であり、上段の内数である。平成14年度の実績は制度が廃止されるまでの間の実績。

資料：財団法人 国土計画協会『平成15年 大都市圏実務必携』

◇大阪市における土地利用変化 図1～図5（1974年～1996年）

「細密数値情報(10mメッシュ土地利用)」は、国土地理院が首都圏、中部圏、近畿圏を対象として5年ごとに実施している宅地利利用動向調査をもとに作成されている。10mメッシュの土地利用データであり、空中写真から土地利用を判断し、下表の土地利用分類にコード化されている。近畿圏の発行年次は1974年、1979年、1985年、1991年、1996年の5年次である。

図1～5は大阪市24区を対象として上記の各年次の土地利用変化を地理情報システムArc View Ver.3.2を用いて表示している。なお、1974年から1996年にかけての土地利用変化（本編P17参照）の分析は、オプションのSpatial Analystを用いて集計した。

表 土地利用分類の詳細と分類コードとの対応表

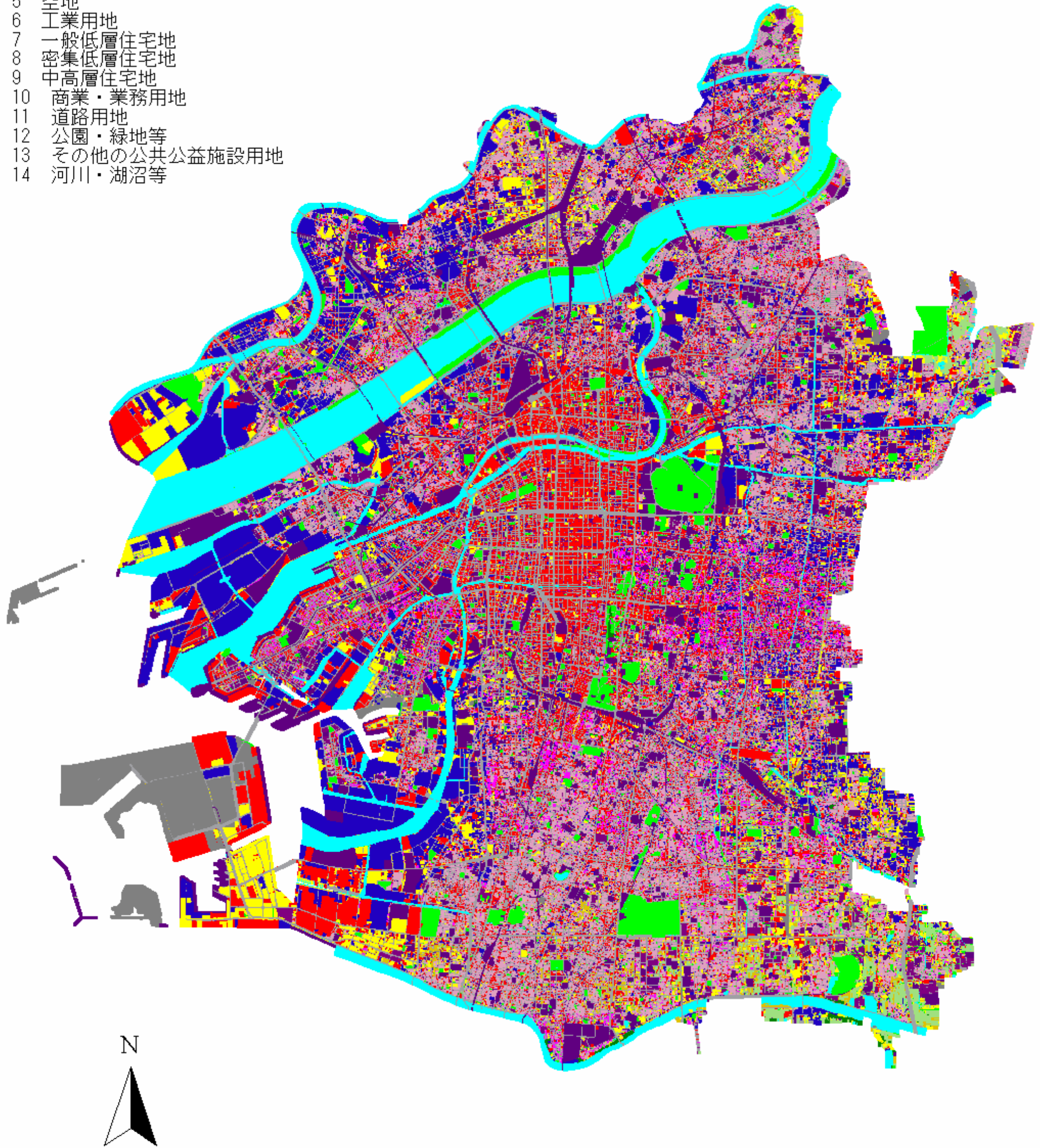
コード	土地利用分類			定義
	大分類	中分類	小分類	
1	山林・農地等	山林・荒地等		樹林地、竹林、篠地、笹地、野草地(耕作放棄地を含む)、裸地、ゴルフ場等をいう。
2		農地	田	水稻、蓮、くわい等を栽培している水田(短期的な休耕田を含む)をいい、季節により畑作物を栽培するものを含む。
3			畑・その他の農地	普通畑、果樹園、桑園、茶園、その他の樹園、苗木畑、牧場、牧草地、採草放牧地、畜舎、温室等の畑及びその他の農地をいう。
4	造成地	造成中地		宅地造成、埋立等の目的で人工的に土地の改変が進行中の土地をいう。
5		空地		人工的に土地の整理が行われ、現在はまだ利用されていない土地及び簡単な施設からなる屋外駐車場、ゴルフ練習場、テニスコート、資材置場等を含める。
6	宅地	工業用地		製造工場、加工工場、修理工場等の用地をいい、工場に付属する倉庫、原料置場、生産物置場、厚生施設等を含める。
7		住宅地	一般低層住宅地	3階以下の住宅用建物からなり、1区画あたり100平方メートル以上の敷地により構成されている住宅地をいい、農家の場合は、屋敷林を含め1区画とする。
8			密集低層住宅地	3階以下の住宅用建物からなり、1区画あたり100平方メートル未満の敷地により構成されている住宅地をいう。
9			中高層住宅地	4階建以上の中高層住宅の敷地からなる住宅地をいう。
10	商業・業務用地		小売店舗、スーパー、デパート、卸売、飲食店、映画館、劇場、旅館、ホテル等の商店、娯楽、宿泊等のサービス業を含む用地及び銀行、証券、保険、商社等の企業の事務所、新聞社、流通施設、その他これに類する用地をいう。	
11	公共公益施設用地	道路用地		有効幅員4m以上の道路、駅前広場等で工事中、用地買収済の道路用地も含む。
12		公園・緑地等		公園、動植物園、墓地、寺社の境内地、遊園地等の公共的性格を有する施設及び総合運動場、競技場、野球場等の運動競技を行うための施設用地をいう。
13		その他の公共公益施設用地		公共業務地区(国、地方自治体等の庁舎からなる地区)、教育文化施設(学校、研究所、図書館、美術館等からなる地区)、供給処理施設(浄水場、下水処理場、焼却場、変電所からなる施設地区)、社会福祉施設(病院、療養所、老人ホーム、保育所等からなる施設地区)、鉄道用地(鉄道、車両基地を含む)、バス発着センター、車庫、港湾施設用地、空港等の用地をいう。
14	河川・湖沼等		河川(河川敷、堤防を含む)、湖沼、溜池、養魚場、海浜地等をいう。	

資料：国土地理院「細密数値情報(10mメッシュ土地利用)」

大阪市の土地利用状況（1974年）

1974年

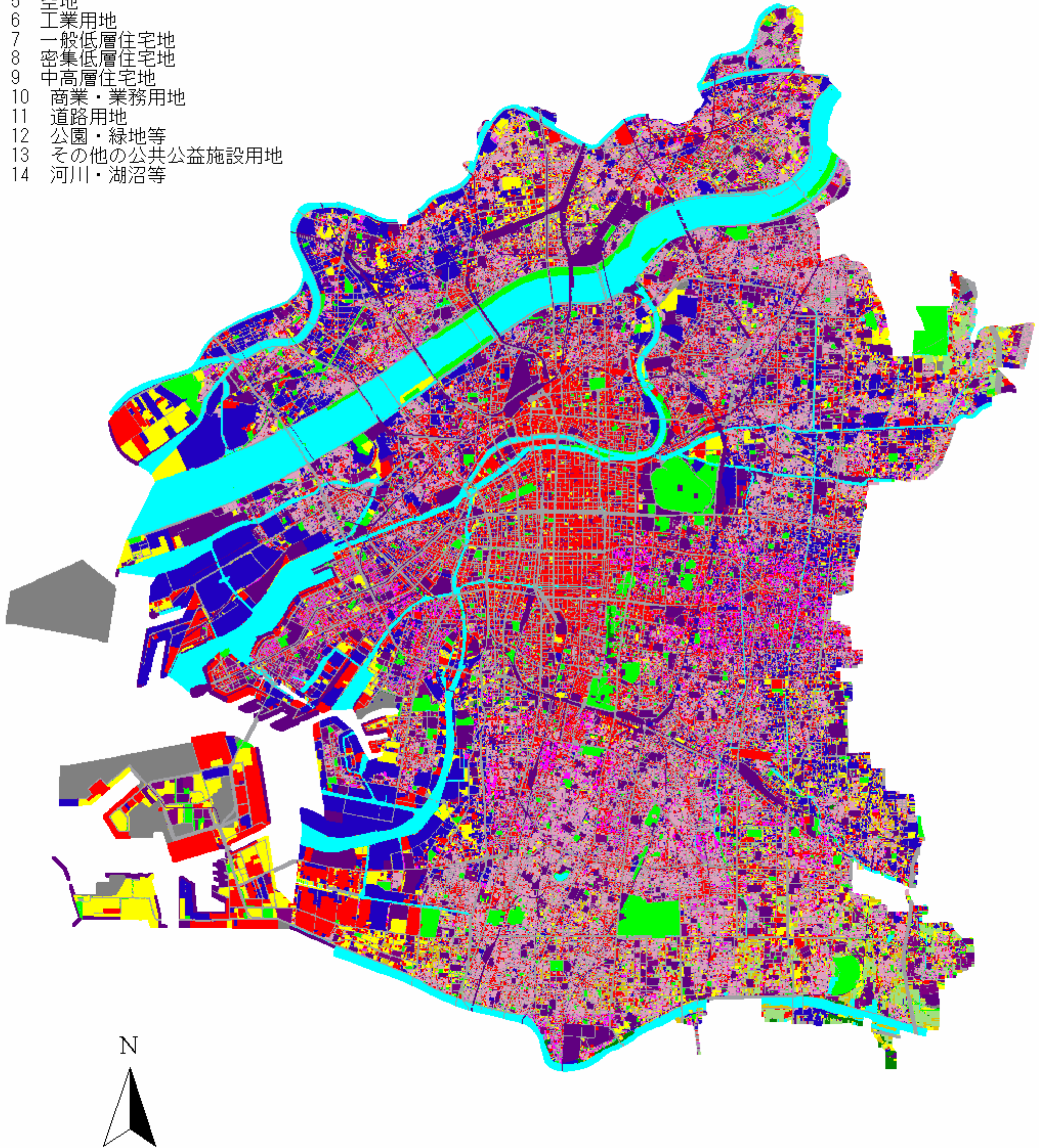
- 1 山林・荒地等
- 2 田
- 3 畑・その他の用地
- 4 造成中地
- 5 空地
- 6 工業用地
- 7 一般低層住宅地
- 8 密集低層住宅地
- 9 中高層住宅地
- 10 商業・業務用地
- 11 道路用地
- 12 公園・緑地等
- 13 その他の公共公益施設用地
- 14 河川・湖沼等



大阪市の土地利用状況（1979年）

1979年

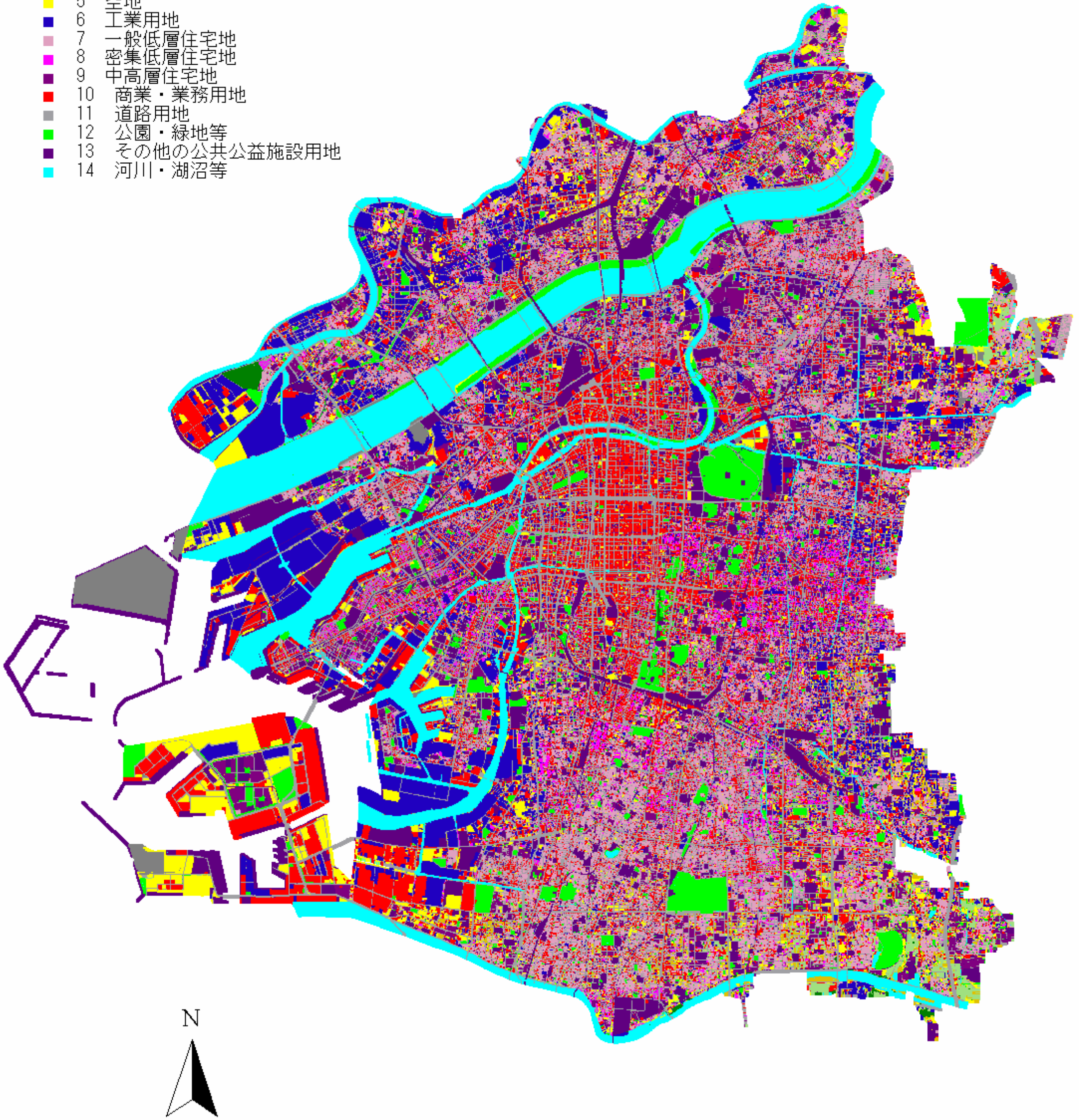
- 1 山林・荒地等
- 2 田
- 3 畑・その他の用地
- 4 造成中地
- 5 空地
- 6 工業用地
- 7 一般低層住宅地
- 8 密集低層住宅地
- 9 中高層住宅地
- 10 商業・業務用地
- 11 道路用地
- 12 公園・緑地等
- 13 その他の公共公益施設用地
- 14 河川・湖沼等



大阪市の土地利用状況（1985年）

1985年

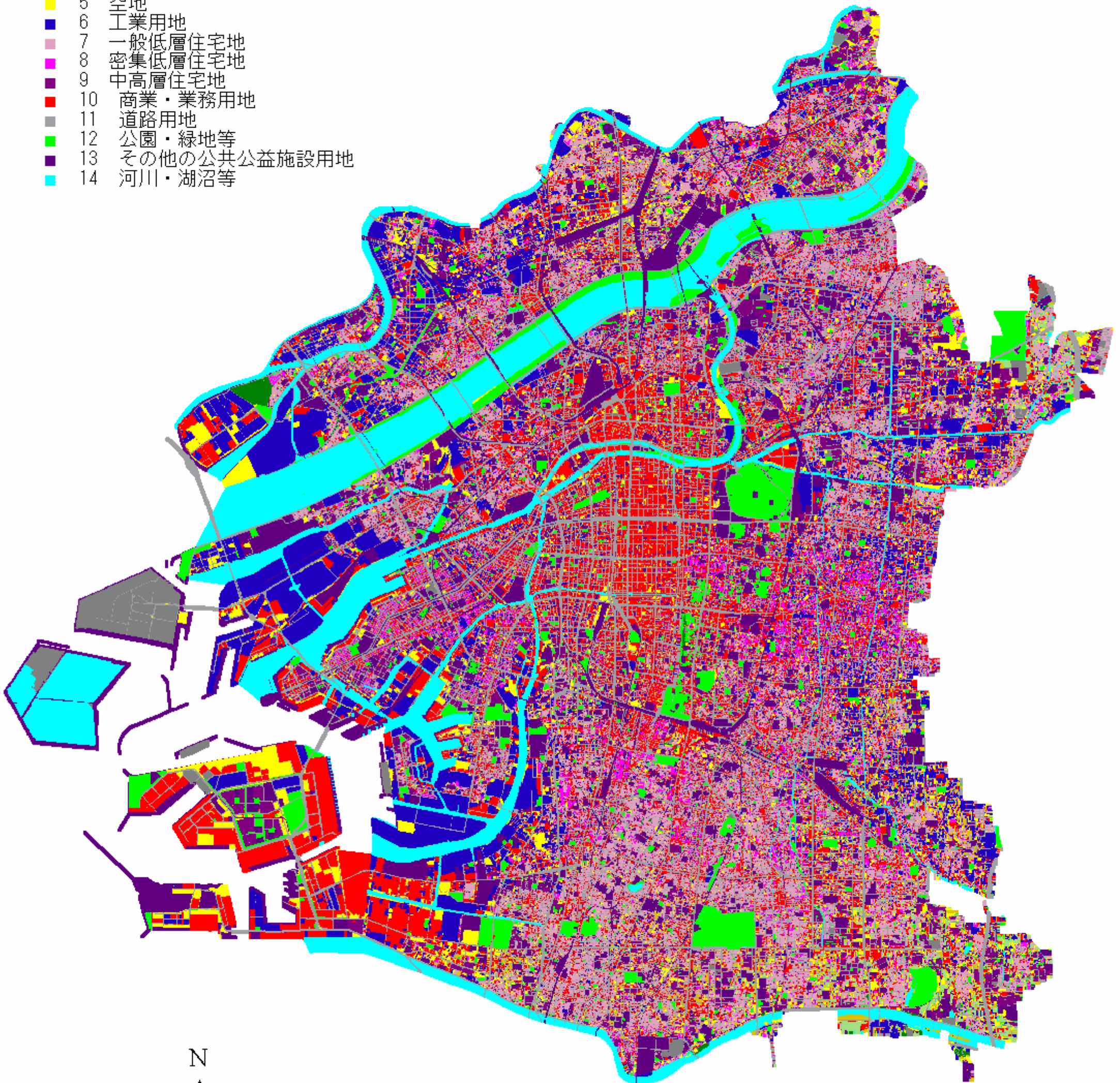
- 1 山林・荒地等
- 2 田
- 3 畑・その他の用地
- 4 造成中地
- 5 空地
- 6 工業用地
- 7 一般低層住宅地
- 8 密集低層住宅地
- 9 中高層住宅地
- 10 商業・業務用地
- 11 道路用地
- 12 公園・緑地等
- 13 その他の公共公益施設用地
- 14 河川・湖沼等



大阪市の土地利用状況（1991年）

1991年

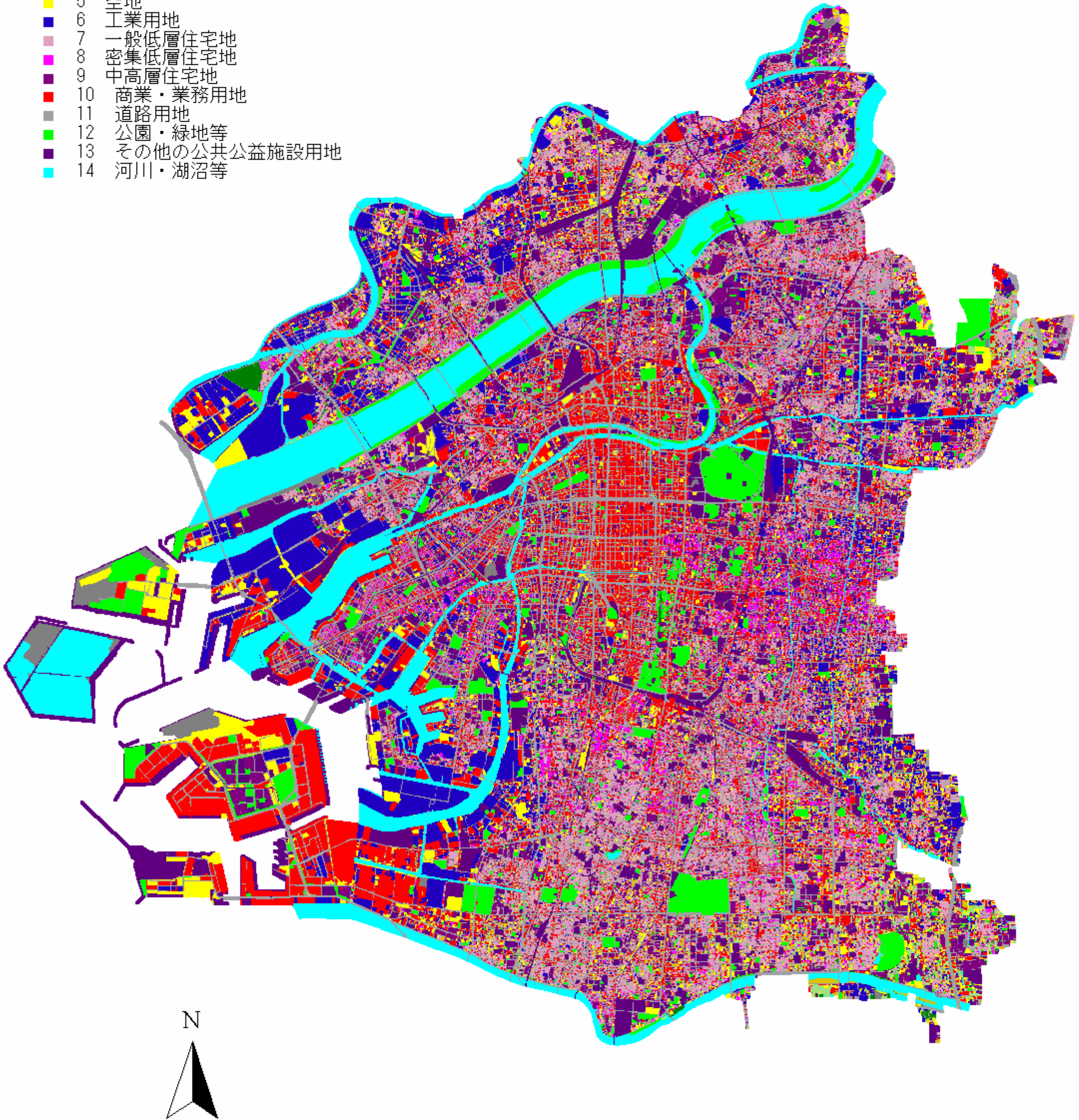
- 1 山林・荒地等
- 2 田
- 3 畑・その他の用地
- 4 造成中地
- 5 空地
- 6 工業用地
- 7 一般低層住宅地
- 8 密集低層住宅地
- 9 中高層住宅地
- 10 商業・業務用地
- 11 道路用地
- 12 公園・緑地等
- 13 その他の公共公益施設用地
- 14 河川・湖沼等



大阪市の土地利用状況（1996年）

1996年

- 1 山林・荒地等
- 2 田
- 3 畑・その他の用地
- 4 造成中地
- 5 空地
- 6 工業用地
- 7 一般低層住宅地
- 8 密集低層住宅地
- 9 中高層住宅地
- 10 商業・業務用地
- 11 道路用地
- 12 公園・緑地等
- 13 その他の公共公益施設用地
- 14 河川・湖沼等



◇工業再配置促進法の概要

「工業再配置促進法」は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新増設を環境の整備その他環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もって国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的として1972年に制定された。

具体的な施策としては、過度に工業が集積している移転促進地域から工業の集積の程度が低い誘導地域へ工場が移転する場合に、工場と受け入れ自治体に優遇措置を講じるものである。

・工業再配置施策

- ①移転計画の認定と工業再配置促進税制
- ②産業再配置促進費補助金
- ③工業団地造成利子補給金
- ④地域振興整備公団による中核工業団地の造成
- ⑤日本政策投資銀行等による低利融資

・指定地域（図参照）

下記の3地域以外は施策の対象外であり「白地地域」と称している。

（1）移転促進地域

- ① 首都圏整備法施行令に基づく既成市街地の区域（東京都の特別区の存する区域及び武蔵野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川口市の市街地）
- ② 近畿圏整備法施行令に基づく既成都市区域のうち京都市の全域と神戸市、大阪市、堺市、尼崎市及び西宮市の一部を除く区域（大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、東大阪市、守口市、芦屋市の市街地）
- ③ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条に規定する区域（名古屋市の旧市街地）

ただし、上記区域のうち1962年以降に完成した埋立地、中小企業団地を除くものとする。

（2）誘導地域

- ①道県単位の指定＝北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の27道県（ただし、札幌・室蘭・仙台・新居浜・北九州・福岡・長崎および大分の8市を除く。）
- ②市町村単位の指定＝①に接続した市町村単位での地域（隣接地域だけでなく、それにつながる地域も含む。）で「にじみ出し誘導地域」と称される。

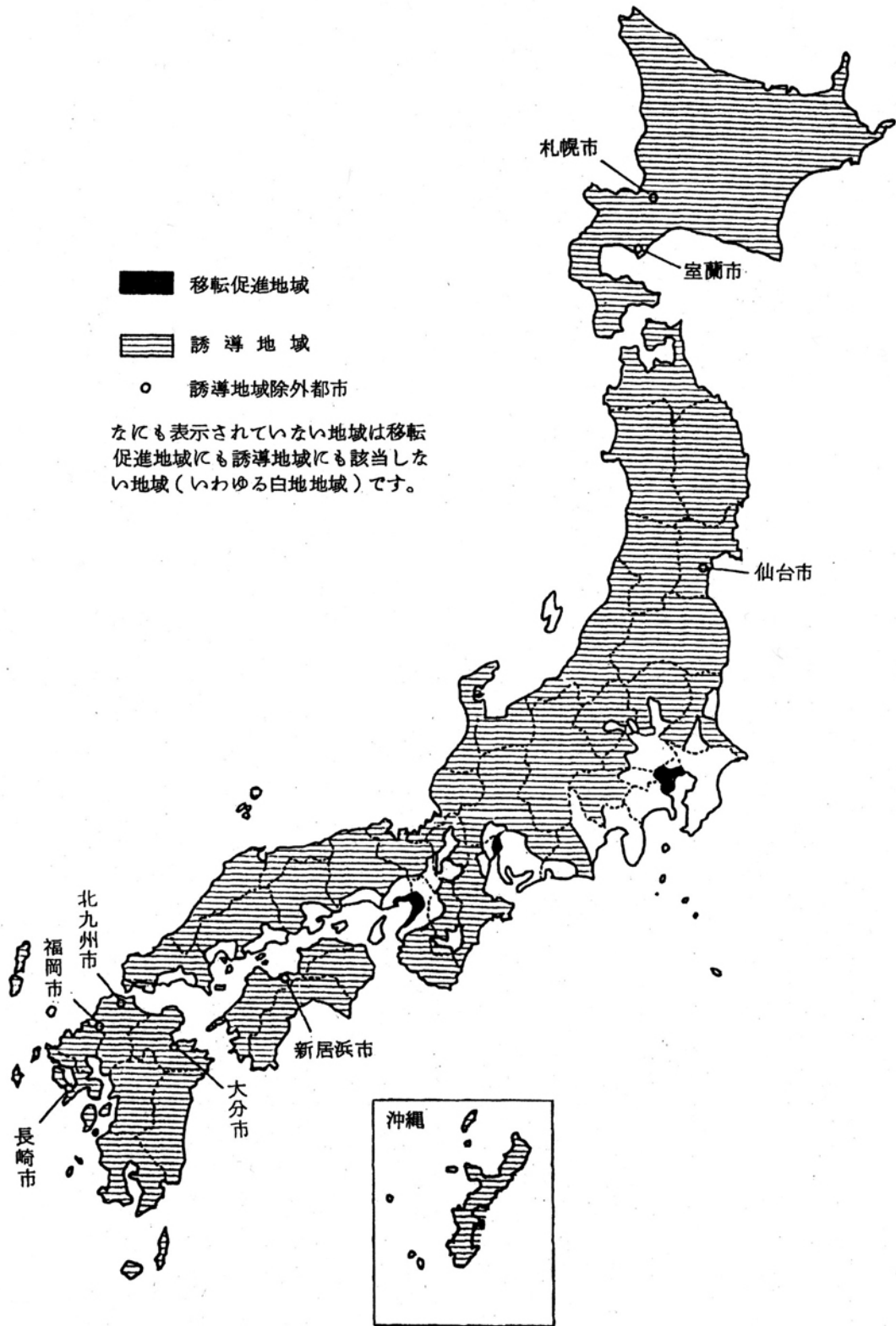
(3) 特別誘導地域（誘導地域のうち、特に工業集積の低い地域、構造的衰退産業に依存している地域）

①道県単位の指定＝北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の12道県

②市町村単位の指定（2002年12月31日現在）

府 県 名	市 町 村 名
宮 城 県	多賀城市、塩釜市、栗原郡鶯沢町、牡鹿郡女川町、牡鹿町、桃生郡雄勝町、河北町、宮城郡七ヶ浜町
福 島 県	いわき市、伊達郡梁川町、保原町、川俣町、飯野町、双葉郡大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町、浪江町、広野町、川内村、葛尾村、田村郡都路村、相馬郡小高町
茨 城 県	ひたちなか市（旧那珂湊市の区域）、常陸太田市
新 潟 県	十日町市、見附市、栃尾市、五泉市、柏崎市、長岡市、中魚沼郡中里村、刈羽郡西山町、小国町、高柳町、刈羽村、東頸城郡大島村、中頸城郡柿崎町、吉川町、三島郡越路町、出雲崎町
富 山 県	東礪波郡城端町
石 川 県	小松市、能美郡根上町、高松町、宇ノ気町、羽咋郡志雄町、志賀町、押水町、鹿島郡田鶴浜町、鳥屋町、鹿西町
福 井 県	福井市、大野市、勝山市、敦賀市、小浜市、吉田郡松岡町、永平寺町、上志比村、大野郡和泉村、坂井郡丸岡町、春江町、今立郡今立町、三方郡美浜町、三方町、大飯郡高浜町、大飯町、南条郡今庄町、河野村、遠敷郡上中町、名田庄村
山 梨 県	富士吉田市、南都留郡西桂町
静 岡 県	小笠原郡浜岡町、小笠原町、大東町、榛原郡御前崎町、相良町
三 重 県	南牟婁郡紀和町
滋 賀 県	坂田郡近江町、東浅井郡びわ町、高島郡新旭町、マキノ町、今津町、伊香郡余呉町、西浅井町
京 都 府	綾部市、与謝郡加悦町、野田川町、中郡峰山町、大宮町、竹野郡網野町、丹後町、弥栄町

図 工業再配置促進法に基づく地域指定図



資料：財団法人 国土計画協会『平成 15 年 大都市圏実務必携』

◇尼崎市産業用地等情報提供事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、関西経済圏に立地を検討している企業に対して、尼崎市内の産業用地・工場・業務ビル（以下「産業用地等」という）情報を提供することにより、尼崎市への立地促進を図る産業用地等情報提供事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「産業用地等」とは、工場・倉庫等又は事務所等の利用に供するため売却又は賃貸を予定している既存の用地又は建築物をいう。

(情報の範囲)

第3条 産業用地等情報提供事業で扱う情報は、第1条の趣旨に反しないものは全てを対象とする。ただし、次の各号に該当するものについてはその限りではない。

- (1) 都市計画法、建築基準法、消防法などの法令に抵触するもの。
- (2) 宅地建物取引業者に当該物件を媒介又は代理を依頼している場合であって、当該業者との契約に違反しないもの。
- (3) その他、市長が情報を扱うことが不相当と判断するもの。

(情報登録の申込)

第4条 産業用地等の情報提供を希望する者は、「産業用地等情報提供届出書（第1号様式）」を市長に提出するものとする。

(申込に対する通知)

第5条 市長は、第4条の申込書が提出された場合は、情報提供の適否を判断し、その結果を「産業用地等情報提供通知書（第4号様式）」により通知するものとする。

(情報の提供)

第6条 市長は第5条により適当と認めた産業用地等の情報を、デジタルデータで保管し、インターネット等を通じて提供するものとする。

(情報の変更)

第7条 産業用地等の情報提供者は、情報の内容に変更又は抹消すべき事由が生じたときは、「情報変更届出書（第2号様式）」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により届出書が提出されたときは、変更又は抹消の適否を判断し、その結果を「産業用地等情報提供通知書（第4号様式）」により通知するとともに、適当と認めたときは、速やかに情報の修正・抹消等を行うものとする。

3 市長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3条の各号に該当する事実が生じた場合には、その情報を抹消することができる。

(情報の有効期間)

第8条 市長は登録された情報を6か月を期限として保管し、それを過ぎたものは抹消するものとする。

2 産業用地等の情報提供者は、前項の規定にかかわらず、当該情報の提供開始から6か月経過後も継続して情報の提供を希望するときは、6か月を経過するまでに「情報提供継続届出書(第3号様式)」を市長に提出することができる。

3 市長は、前項の規定により届出書が提出されたときは、当該情報の登録を更新するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、市長がその都度定める。

附 則

この要領は、平成15年7月22日から実施する。

《注意事項》

- 1 工業系用地、貸工場、業務ビル情報については、各物件の所有者や仲介を依頼されている宅地建物取引業者からいただいた情報を皆さんに提供するものです。情報の内容については、利用される方ご自身の責任においてそれぞれの照会先へお問い合わせの上、確認してください。
- 2 尼崎市は、物件の確認、所有者等との交渉及び契約において生じたトラブルについては一切責任を負いません。
- 3 提供している情報の中の照会先は、物件を所有している方、または所有している方から依頼を受けた宅地建物取引業者等となっています。
- 4 物件によっては、所有者が受けた建築確認の操業形態を、その後賃借人等が変更することにより、建築基準法が定める用途地域等の規制に抵触する場合がありますので、建築指導課であらかじめ確認してください。
- 5 提供している情報は、掲載後に変更が生じることがありますので、予めご了承ください。

本調査票のみご返送下さい。

問1 現在の従業者数を教えてください。

正社員（家族含む） _____ 名
 パート・アルバイト _____ 名
 合 計 _____ 名

問2 現在の工場の敷地面積を教えてください。該当する番号 1つに○印をつけて下さい。

1. 300 m²未満 2. 500 m²未満 3. 1,000 m²未満 4. 3,000 m²未満 5. 3,000 m²以上

問3 過去3年間で売上高はどのように変化しましたか？ 該当する番号 1つに○印をつけて下さい。

1. 増加 2. 横ばい 3. 減少

問4 現在、事業所の移転をお考えですか？ 該当する番号 1つに○印をつけて下さい。

1. 移転することが決定した } 移転するのはいつ頃ですか？
 2. 移転する予定（具体的な案がある） } _____ 年 _____ 月頃
 3. 移転したい（まだ具体的な案はない） }
 4. 最近〔1年以内に〕移転したばかりで、移転は考えていない
 5. 以前からずっと現在地におり、移転は考えていない → 問10へ進んで下さい

問5から問9までは、問4で「1.」～「4.」と回答された方のみご回答下さい。

問5 どのような形で移転されますか（移転されましたか）？ 該当する番号 1つに○印をつけて下さい。

1. 貴事業所が別の場所へすべて移転する
 2. 貴事業所の一部が別の場所へ移転し、残りは現在地で操業を続ける
 3. 貴事業所が別の場所にある貴社の他事業所に集約される
 4. その他 具体的に _____

問6 移転先はどちらですか（希望を含む）？ 該当する番号 1つに○印をつけて下さい。

1. 大阪市内（何区ですか？ _____ 区）
 2. 東大阪市 6. 尼崎市 10. その他近畿圏内（滋賀、京都、奈良、和歌山）
 3. 八尾市 7. 伊丹市 11. その他国内（都道府県名は？ _____）
 4. 堺市 8. 神戸市 12. 海外（国名は？ _____）
 5. その他大阪府内 9. その他兵庫県内

問7 問6の移転先を選ばれた理由は何ですか？ 具体的にご記入下さい。

問8 移転後の跡地はどうされますか（どうされましたか）？ 該当する番号 1つに○印をつけて下さい。

1. 地主へ返却 4. 売却
 2. 賃借したまま他用途へ転換 5. その他 具体的に _____
 3. 保有したまま他用途へ転換

問9 移転をお考えになった理由は何ですか？ 該当する番号すべてに○印をつけて、そのうちもっとも大きな理由の番号に1つだけ◎印をつけて下さい。また、特に大事な点や1～15以外の問題について具体的にご記入下さい。

1. 用地が狭すぎる [規模を拡張する余地がないなど]
2. 用地が広すぎる [活用していない用地が多いなど]
3. 現在地での設備更新・立替が困難 [設備更新・建替期間中に活動を行えなくなるなど]
4. 地価・賃料が高すぎる [工場以外の用途で活用した方が儲かる、賃料の安い場所を探すなど]
5. 移転することで税制優遇措置・補助金の受けられる場所へ移る
6. 周辺の住宅化 [近隣から苦情が出始めたなど]
7. 搬出入が不便 [周辺の道路事情が悪化したなど]
8. 交通の便が悪い
9. 従業員の確保が困難
10. 近隣での受注先・販売先の減少 [受注先が移転・閉鎖したなど]
11. 近隣での原材料調達先の減少 [調達先が移転・閉鎖したなど]
12. 近隣での外注先の減少 [外注先が移転・閉鎖したなど]
13. 公共料金が高すぎる [水道・ガス・電気など]
14. 大学等の研究機関が近くにない
15. 自社の他施設から遠すぎる [本社や自社他工場から遠いなど]

特に大事な点や1～15以外の問題について具体的にご記入下さい。

問10は、問4で「4. 」と「5. 」(移転は考えていない)と回答された方のみご回答下さい。

問10 現在の場所で操業を続ける上で何か問題があれば教えて下さい。

① 番号回答欄

① 問9の設問1～15で該当するものがあれば番号をすべてご記入下さい。

② 特に大事な点や1～15以外の問題について具体的にご記入下さい。

問11と問12は全員ご回答下さい。

問11 最近、近隣とのトラブルはありましたか？該当する番号すべてに○印をつけて下さい。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1. トラブルはない | 4. 臭気について苦情があった |
| 2. 騒音について苦情があった | 5. 製品・資材等の輸送について苦情があった |
| 3. 振動について苦情があった | 6. その他 { 具体的に |

問12 行政等に対するご要望があればご自由にご記入下さい。

最後に、貴事業所名とご回答いただいた方のお名前・ご所属・電話番号をご記入下さい。

貴事業所名	ご所属
お名前	電話番号

◇アンケート調査 単純集計結果

現在の所在地

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	都島区	5	3.7	3.7
2	福島区	4	2.9	2.9
3	此花区	3	2.2	2.2
4	西区	3	2.2	2.2
5	港区	2	1.5	1.5
6	大正区	3	2.2	2.2
7	天王寺区	2	1.5	1.5
8	浪速区	3	2.2	2.2
9	西淀川区	3	2.2	2.2
10	東淀川区	4	2.9	2.9
11	東成区	5	3.7	3.7
12	生野区	25	18.4	18.4
13	旭区	4	2.9	2.9
14	城東区	9	6.6	6.6
15	阿倍野区	1	0.7	0.7
16	住吉区	5	3.7	3.7
17	東住吉区	0	0	0
18	西成区	7	5.1	5.1
19	淀川区	8	5.9	5.9
20	鶴見区	17	12.5	12.5
21	住之江区	2	1.5	1.5
22	平野区	9	6.6	6.6
23	北区	4	2.9	2.9
24	中央区	1	0.7	0.7
25	市外	7	5.1	5.1
	無回答	0	0	
	サンプル数(%ベース)	136	100	136

業種

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	食料品	7	5.1	5.1
2	飲料・飼料・たばこ	0	0	0
3	繊維工業製品	0	0	0
4	衣服・その他繊維製品	6	4.4	4.4
5	木材・木製品	1	0.7	0.7
6	家具・装備品	1	0.7	0.7
7	パルプ・紙・紙加工品	4	2.9	2.9
8	出版・印刷・同関連製品	12	8.8	8.8
9	化学工業品	15	11	11
10	石油化学・石炭製品	1	0.7	0.7
11	プラスチック製品	11	8.1	8.1
12	ゴム製品	3	2.2	2.2
13	なめし革・同製品・毛皮製品	4	2.9	2.9
14	窯業・土石製品	2	1.5	1.5
15	鉄鋼	0	0	0
16	非鉄金属	1	0.7	0.7
17	金属製品	23	16.9	16.9
18	一般機械器具	17	12.5	12.5
19	電気機械器具	10	7.4	7.4
20	輸送用機械器具	4	2.9	2.9
21	精密機械器具	5	3.7	3.7
22	その他製造業	9	6.6	6.6
	無回答	0	0	
	サンプル数(%ベース)	136	100	136

資料：大阪市経済局

資本金

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	個人経営	16	11.8	11.8
2	300万円未満	0	0	0
3	300～999万円	16	11.8	11.8
4	1,000～2,999万円	69	50.7	50.7
5	3,000～4,999万円	13	9.6	9.6
6	5,000～9,999万円	10	7.4	7.4
7	1億～4億9,999万円	6	4.4	4.4
8	5億～9億9,999万円	1	0.7	0.7
9	10億円以上	5	3.7	3.7
	無回答	0	0	
	サンプル数(%ベース)	136	100	136

資料：大阪市経済局

用途地域

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	準工業地域	56	41.2	41.2
2	工業地域	6	4.4	4.4
3	工業専用地域	6	4.4	4.4
4	第一種中高層住居専用地域	2	1.5	1.5
5	第二種中高層住居専用地域	7	5.1	5.1
6	第一種住居地域	31	22.8	22.8
7	第二種住居地域	18	13.2	13.2
8	準住居地域	2	1.5	1.5
9	近隣商業地域	1	0.7	0.7
10	商業地域	7	5.1	5.1
	無回答	0	0	
	サンプル数(%ベース)	136	100	136

資料：大阪市経済局

問1 従業者数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	4人以下	18	13.2	14
2	5～9人	27	19.9	20.9
3	10～29人	49	36	38
4	30～49人	14	10.3	10.9
5	50～99人	12	8.8	9.3
6	100～299人	7	5.1	5.4
7	300～499人	1	0.7	0.8
8	500～999人	0	0	0
9	1,000人以上	1	0.7	0.8
	無回答	7	5.1	
	サンプル数(%ベース)	136	100	129

問1 正社員

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	4人以下	30	22.1	22.7
2	5～9人	33	24.3	25
3	10～29人	38	27.9	28.8
4	30～49人	13	9.6	9.8
5	50～99人	11	8.1	8.3
6	100～299人	5	3.7	3.8
7	300～499人	1	0.7	0.8
8	500～999人	1	0.7	0.8
9	1,000人以上	0	0	0
	無回答	4	2.9	
	サンプル数(%ベース)	136	100	132

問1 パート・アルバイト

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	4人以下	86	63.2	66.7
2	5～9人	23	16.9	17.8
3	10～29人	17	12.5	13.2
4	30～49人	1	0.7	0.8
5	50～99人	1	0.7	0.8
6	100～299人	0	0	0
7	300～499人	1	0.7	0.8
8	500～999人	0	0	0
9	1,000人以上	0	0	0
	無回答	7	5.1	
	サンプル数(%ベース)	136	100	129

問2 工場の敷地面積

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	300 m ² 未満	48	35.3	36.9
2	500 m ² 未満	25	18.4	19.2
3	1,000 m ² 未満	29	21.3	22.3
4	3,000 m ² 未満	17	12.5	13.1
5	3,000 m ² 以上	11	8.1	8.5
	無回答	6	4.4	
	サンプル数(%ベース)	136	100	130

問3 過去3年間の売上高変化

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	増加	39	28.7	29.1
2	横ばい	38	27.9	28.4
3	減少	57	41.9	42.5
	無回答	2	1.5	
	サンプル数(%ベース)	136	100	134

問4 事業所の移転意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	移転することが決定した	4	2.9	3
2	移転する予定(具体的な案がある)	3	2.2	2.3
3	移転したい(まだ具体的な案はない)	36	26.5	27.3
4	最近[1年以内に]移転したばかりで、 移転は考えていない	12	8.8	9.1
5	以前からずっと現在地におり、 移転は考えていない	77	56.6	58.3
	無回答	4	2.9	
	サンプル数(%ベース)	136	100	132

問5 移転の形態 (問4において「1」～「4」を回答した工場が対象)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	貴事業所が別の場所へすべて移転する	31	56.4	57.4
2	貴事業所の一部が別の場所へ移転し、 残りは現在地で操業を続ける	15	27.3	27.8
3	貴事業所が別の場所にある貴社の他事業所に 集約される	7	12.7	13
4	その他	1	1.8	1.9
	無回答	1	1.8	
	サンプル数(%ベース)	55	100	54

問6 移転先 (問4において「1」～「4」を回答した工場が対象)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	大阪市内	9	16.4	18.8
2	東大阪市	8	14.5	16.7
3	八尾市	1	1.8	2.1
4	堺市	0	0	0
5	その他大阪府	10	18.2	20.8
6	尼崎市	5	9.1	10.4
7	伊丹市	0	0	0
8	神戸市	0	0	0
9	その他兵庫県内	3	5.5	6.3
10	その他近畿圏内	5	9.1	10.4
11	その他国内	7	12.7	14.6
12	海外	0	0	0
	無回答	7	12.7	
	サンプル数(%ベース)	55	100	48

問8 移転後の跡地処理 (問4において「1」～「4」を回答した工場が対象)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	地主へ返却	16	29.1	31.4
2	賃借したまま他用途へ転換	2	3.6	3.9
3	保有したまま他用途へ転換	15	27.3	29.4
4	売却	10	18.2	19.6
5	その他	8	14.5	15.7
	無回答	4	7.3	
	サンプル数(%ベース)	55	100	51

問9 移転理由【複数回答】（問4において「1」～「4」を回答した工場が対象）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	用地が狭すぎる	29	52.7	55.8
2	用地が広すぎる	1	1.8	1.9
3	現在地での設備更新・建替が困難	33	60	63.5
4	地価・賃料が高すぎる	10	18.2	19.2
5	移転することで税制優遇措置・補助金の受けられる場所へ移る	4	7.3	7.7
6	周辺の宅地化	20	36.4	38.5
7	搬出入が不便	7	12.7	13.5
8	交通の便が悪い	2	3.6	3.8
9	従業員の確保が困難	1	1.8	1.9
10	近隣での受注先・販売先の減少	1	1.8	1.9
11	近隣での原材料調達先の減少	0	0	0
12	近隣での外注先の減少	0	0	0
13	公共料金が高すぎる	0	0	0
14	大学等の研究機関が近くにない	1	1.8	1.9
15	自社の他施設から遠すぎる	2	3.6	3.8
	無回答	3	5.5	
	サンプル数(%ベース)	55	100	52

問9 移転理由(最も大きな理由)（問4において「1」～「4」を回答した工場が対象）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	用地が狭すぎる	16	29.1	37.2
2	用地が広すぎる	0	0	0
3	現在地での設備更新・建替が困難	16	29.1	37.2
4	地価・賃料が高すぎる	5	9.1	11.6
5	移転することで税制優遇措置・補助金の受けられる場所へ移る	0	0	0
6	周辺の住宅化	3	5.5	7
7	搬出入が不便	1	1.8	2.3
8	交通の便が悪い	0	0	0
9	従業員の確保が困難	1	1.8	2.3
10	近隣での受注先・販売先の減少	0	0	0
11	近隣での原材料調達先の減少	0	0	0
12	近隣での外注先の減少	0	0	0
13	公共料金が高すぎる	0	0	0
14	大学等の研究機関が近くにない	0	0	0
15	自社の他施設から遠すぎる	1	1.8	2.3
	無回答	12	21.8	
	サンプル数(%ベース)	55	100	43

問10 現在地での操業上の問題点【複数回答】（問4において「5」を回答した工場が対象）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	用地が狭すぎる	22	26.8	48.9
2	用地が広すぎる	0	0	0
3	現在地での設備更新・建替が困難	9	11	20
4	地価・賃料が高すぎる	7	9.8	17.8
5	移転することで税制優遇措置・補助金の受けられる場所へ移る	2	2.4	4.4
6	周辺の宅地化	25	30.5	55.6
7	搬出入が不便	13	17.1	31.1
8	交通の便が悪い	1	1.2	2.2
9	従業員の確保が困難	6	7.3	13.3
10	近隣での受注先・販売先の減少	5	6.1	11.1
11	近隣での原材料調達先の減少	1	1.2	2.2
12	近隣での外注先の減少	2	2.4	4.4
13	公共料金が高すぎる	3	3.7	6.7
14	大学等の研究機関が近くにない	0	0	0
15	自社の他施設から遠すぎる	7	8.5	15.6
	無回答	33	45.1	
	サンプル数(%ベース)	77	100	45

問11 近隣とのトラブル【複数回答】（市外へ移転した7工場を除く）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無)%
1	トラブルはない	92	71.3	77.3
2	騒音について苦情があった	21	16.3	17.6
3	振動について苦情があった	4	3.1	3.4
4	臭気について苦情があった	8	6.2	6.7
5	製品・資材等の輸送について苦情があった	6	4.7	5
6	その他	3	2.3	2.5
	無回答	10	7.8	
	サンプル数(%ベース)	129	100	119

2004 年度 自主研究

「工場流出防止方策検討調査 報告書」

2005 年 3 月

大阪都市経済調査会

大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 13 階

TEL (06) 6264-9815 FAX (06) 6264-9899